

お寄せ頂いた御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙

※御意見の全体像が分かるように、代表的な意見を抽出し、整理しております。
※意見の概要に記載された内容は、基本的に頂いた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミスについては修正しております。
※下記に該当する内容については公表いたしません。

- ・個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
- ・個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容 等
- ・個人や特定の団体の著作権を侵害する内容

※本表において、「国家戦略」「本戦略」は「次期生物多様性国家戦略（案）」を指しております。「現行戦略」は「生物多様性国家戦略2012-2020」を指しております。
※本表におけるページ及び行は、特に記載のない限り、意見募集時の案のものを指しております。

全般		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	【国家戦略について】 ・素早く国家戦略（案）を作成したことを高く評価いたします。 ・反対意見はない。非常に素晴らしい内容だと感じました。ぜひ推し進めていただきたいです。 ・既に生態系が確立されている中、人の手を加える事で確立されている生態系を崩す行為は生物多様性を歪める恐れがあると懸念します。 ・むやみな増殖は望ましくないが、現状同等の扱いが望ましい。 ・生物多様性損失の5つの要因を緩和するとともに、生物多様性を主流化しネイチャーポジティブにできるような計画であるべき ・予算や人員不足による業務の停滞は、生物多様性の保全に直結する。生物多様性の損失は国の損失であり、予算や人員を十分に確保することには十分な意義や根拠がある。財政的に厳しい状況にあることは理解するが、極力十分な予算、人員の確保を目指すことを戦略（案）中に記載されたい。応援しています。	・御意見ありがとうございます。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
2	【国家戦略の記載について】 ・終始難しい言葉での一連の説明があり読みにくい。 ・国民に理解するべき情報とするのであれば内容が分かりやすいような提供の仕方をすべき。 ・もうすこし具体的な内容や成功例、社会へのメリットを簡潔に述べてほしい。 ・要約版、概要版を作成することにより、一般の人が、何を求められているのかを知り、人々による生物多様性保全に向けた行動につなげることが期待される。	・御意見ありがとうございます。国家戦略の策定後、国民の皆様への周知を図るための概要版パンフレットを作成する予定です。国家戦略本体はやや難しい書きぶりとなっている部分もございますが、パンフレットやウェブサイト等において、分かりやすい情報提供に努めてまいります。
3	【府省庁間の連携について】 ・国家戦略であるので、行政の縦割り制度に縛られず、生物多様性に関わる農水省、国交省などの取り組みも含めて説明するべき。 ・横の繋がりも意識して政府が一体となって取り組むべきだと想います。	・御指摘のとおり戦略の推進には政府一体となった取組が非常に重要であり、戦略の作成に当たっては関係省庁と緊密に連携しているところです。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
4	【生物多様性と文化多様性について】 ・伝統的知識の記録・保存・普及を次期国家戦略の行動計画の中に含めていただきたい、と強く希望しています。記録・保存を進め、さらに普及することによって、生物多様性をもっと身近なものとして一般にも普及することが期待されると考えています。	・御指摘の点について、行動目標4-5に「伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する」を掲げ、これに基づく取組を進めてまいります。
5	【生物多様性と経済について】 ・「企業による生物多様性・自然資本への影響の定量的評価」（定量的な評価）と表現されているが、自然関連財務情報タスクフォース（TNFD）では、「企業活動の自然への依存度・影響を考慮したリスク・機会」を評価することを提言している。TNFDとの整合性を意識して「企業による生物多様性・自然資本への『依存度・』影響の定量的評価」とすることを検討いただきたい。 ・サステナブルな経済社会を構築し、次世代に良好な地球環境・生態系を引きつぐうえで、自然保護・生物多様性への取組みは極めて重要である。「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択を受け、政府が迅速に次期生物多様性国家戦略策定に向けた作業を行っていることを高く評価する。 ・脱炭素（GX、カーボンニュートラル）、循環経済（サーキュラーエコノミー）との統合的な取組みにも言及されており、経済界の環境問題への取組みとも軌を一にする。	・御指摘を踏まえ、「企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価」といたします。 ・御意見ありがとうございます。
6	【生物多様性と教育について】 ・生物多様性及び生物多様性に関する環境教育の重要性に関する教育委員会への周知を行ってほしい。 ・生物多様性に関する子どもサミットの開催を検討してほしい ・生物多様性の科学的知見に関する専門家と教育者との対話の場を設けてほしい。 ・生物多様性に関する教職員の研修を行ってほしい。 ・学校における自然体験学習を支援できる自然体験インストラクター等の拡充と彼らへの支援を行ってほしい。 ・生物多様性に関する実践協力校制度と優良事例をまとめた事例集の作成を検討してほしい。 ・地域戦略における生物多様性教育の記載を拡充してほしい。 ・生物多様性の教育機会を増やし専門家の安定雇用を行ってほしい。 ・義務教育における「生物多様性教育」の推進を行うべき。	・自然共生を含む環境教育の重要性については、令和3年に文科省及び環境省の連名で教育委員会に対し発出したところであり、今後も両省の連携の下、環境教育の推進を図ってまいります。 ・いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
7	【外来種について】 ・外来生物に関する言及が少ない。適切な章もしくは項目を設けて、具体的な対策を述べるべき。 ・人の手によって持ち込まれた生物ではあるが、進化の過程の一つに過ぎないと考えられる。 ・外来種=悪者、殺しても良いと捉えられる情報は子供達に差別観念を植え付け、少子高齢化からも日本は外国人移民を受け入れていかなければ国が成り立たない時代においては不利益でしかない判断 ・外来種は一度入って来たら根絶させることは不可能 ・外来種はどんどん駆除すべき ・在来種への影響を全て外来種を主要因に押し付けている現状は看過出来ない。 ・特定外来生物法施行時からこれまでに外来生物が与える影響は果たしてどのくらいあったのかを明確にしてほしい。	・外来種に関しては基本戦略1行動目標3に侵略的外来種による負の影響の防止・削減について盛り込んでおり、第2部において具体施策を記載しているところです。 ・本戦略でも「生物多様性が直面する4つの危機」として「第1の危機（開発など人間活動による危機）」「第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）」「第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）」「第4の危機（地球環境の変化による危機）」と記載させていただいており、在来種への影響は全て外来種によるものとはされていないと認識しています。 ・外来生物が与える影響については、その全容を把握することは困難ですが、防除事業に関連する調査等において各防除事業の実施主体と連携し把握してまいります。 ・いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

8	【生物多様性と農業について】 ・有機農業や農林水産業の記載のところに全て生物多様性を育む視点を追加してほしいです。 ・農業や水産業、林業などの分野との連携が、戦略においても、まだ弱い。日頃から、横断的な組織作りが必要である。 ・化学農業に対する対策が不十分であると感じます。化学農業による影響を定量的に表すことは難しく、これまでもそれを理由に十分な対策がとられてきませんでした。けれども、「今までどおり」を続けていたのでは、今までどおり生物多様性国家戦略を実現できないまま時間が過ぎてしまうと思います。生物多様性に関しては、「予防原則」の考え方を適用する必要があると強く思います。 ・耕作放棄地の活用を推進してほしい。	・有機農業や持続可能な農林水産業の推進はそれ自体が生物多様性保全に寄与するものであり、行動目標3-4に位置づけているところです。 ・農業による生物多様性への影響については、様々な議論があると承知しており、本戦略においては行動目標3-4において、リスク換算による化学農薬使用量の低減を位置づけたところです。引き続き農薬の使用に伴う生物多様性への悪影響の防止に向けた取組を進めてまいります。 ・本国家戦略案においても荒廃農地の発生防止等に向けた支援を記述しています。
9	【湿地定義について】 ラムサール条約の湿地の定義に従って「湿地（河川・湖沼等陸水）」などと記載を整理すべき。	・御指摘の通り厳密な定義では河川・湖沼は湿地に含まれますが、一般的には3者を分けて認識することが多いと考えられ、わかりやすさも考慮し「湿地」にまとめず並記しております。
10	【泥炭地について】 「泥炭地（ビートランド）」が気候変動に対する適応・緩和に大きな役割を果たすことを記述すべき。	・いただいた御意見を踏まえて、P35・7行目について、「沿岸生態系については、ブルーカーボンの隔離・貯留機能を持つ藻場・干潟等の保全・再生を推進する。」とあるところを「また、沿岸生態系においてブルーカーボンの隔離・貯留機能を持つ藻場・干潟や、自然由来で炭素蓄積される湿地等の保全・再生を推進する。」と修正いたします。
11	【脱原発について】 ・原子力発電所は、豊かな生物多様性を阻害する最大の人為的要因である。しかし次期生物多様性国家戦略案には「脱原発」に関する言及がない。〈「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向けた5つの基本戦略〉の中に、「脱原発」を入れるべきである。	・いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
12	【地域の取組の位置づけについて】 ・シンボルとなる地域プロジェクトを国家戦略に位置づけてほしい。 ・日本の独自・固有性や都道府県や市区町村といった地域との連携に重きを置いた国家戦略にしてほしい。	・地域の個別の取組については、国家戦略本体ではなく、今後ウェブサイト等における発信等を検討いたします。また地方自治体が策定する生物多様性地域戦略において、地域の優良な事例を取り上げることなども推奨する方針です。
13	【国家戦略とアクセスについて】 ・「地方に無数にある小規模な土木工事を、生物多様性に配慮された工事に変えていく」という流れを作っていくのもraitたい。 ・規制官庁として開発行為全般に対する適切な監督・指導を行う体制の構築と、実行をする旨を目標として記載すべきである。 ・生物多様性の基盤は土地にあり、環境省にも相応の土地利用の管理権限があつて然るべきかと思ひます。しかし、現状は他省庁による管轄にある場所のほうが多く、環境省には権限が極めて少ないと言えます。全ての政策に生物多様性保全上の配慮が効果的に行えるよう、活動事例や制度の運用について頻繁に交換できるような省庁間のつながりを確保して頂けると幸いです。	・いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 ・御指摘の通り省庁間の協力は非常に重要であり、これまでも生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議等を通じて緊密に情報共有や連携を図ってきたところです。今後も政府一体となった取組をすすめてまいります。
14	【誤った知識に基づく活動の是正】 ・誤った科学的知識や常識による偏った自然保護活動（国内外来生物の放流、人工給餌に頼った保護など）を是正し、地域生物多様性の回復による生態系保全の考え方が広がるよう促すべき。	・いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

名称・目次構成		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
15	【目次等構成について】 ・「生態系ネットワーク」を「生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）」と記述しておくべき。 ・文章上には、参照した文献番号を記入し、別に参考文献リストを作った方が、透明性や信頼性が上がると考えられる。また、読んだ人は詳しい情報にアクセスできるため、教育や啓発につながると考えられる。 ・表紙について、『『生物多様性』国家戦略』という表題は、本戦略目的の一部分のみを表現しているにすぎないように読めることから、例えば、「ネイチャーポジティブ」の訳語である「自然再興」を用いて、「自然再興国家戦略」とすることも考えられる。タイトルへの目標年の追記をお願いしたい。 ・これまでの生物多様性国家戦略との構成の違いについての説明する内容を冒頭に求める。 ・第3部的な「まとめ」の章を設け、逐次改善していく必要があるという点を最後に確認するような記述も必要なのではないか。 ・昆明・モンリオール生物多様性枠組の構成と違う部分があり、統一すべきではないか。	・本戦略においては、一般の読者にとって理解しやすい用語の使用を心がけており、外来語による言い換え等を極力行わないようにしています。御指摘の点については、本戦略の普及に当たり用語集等で示すことを検討しています。 ・今後の普及啓発等に当たって重要な文献等にウェブサイトから容易にアクセスできるようにするなど、適切な検討してまいります。今後普及啓発用のパンフレットやウェブサイト等を通じて分かりやすい情報発信に努めてまいります。 ・表紙・表題について、いただいた御意見も踏まえ検討させていただきます。 ・構成については、今後ウェブサイト等で説明資料を公表すること等を検討いたします。 ・見直しについては第1部第4章第2節「進捗状況の評価及び点検」で方針を示しております。 ・構成については、現行戦略の課題等も踏まえわかりやすさや読みやすさを考慮して作成しており、昆明・モンリオール生物多様性枠組の構造に合わせる形にはなっておりません。

本戦略の背景		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
16	【我が国の置かれた状況について】 ・P2・14行目について、「海洋国家であり」の後に「健全な海洋の保全に努め」を挿入いただきたい。 ・P2・30～32行目について、国の政策の方向を捉えて、というよりも国の方向性に適切に反映されるべきより上位のことだと思います。 ・そもそもこのような事態、状況を招いたのは、第2次産業の奨励である。しかしながら、ここにきて産業のコメである半導体産業の衰退が謂われている。産業人口の割合を昭和30年に戻す、以外にない。産業人口の割合を変革しなければならない。	・P2・14行目に関する御意見について、健全な海洋の意味する内容が曖昧であるため原案通りとします。 ・産業構造の変化につきましてはP18危機の背景にある社会経済の状況」において述べさせていただいております。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
17	【生物多様性国家戦略の位置づけと役割について】 ・P3・16行目について、国家湿地政策の記述について、初めて生物多様性国家戦略の中に「国家湿地政策」が位置付けられ、湿地保護の観点から大きな前進である。国家湿地政策は、締約国に策定を「奨励」しているものではなく、策定を「要請」しているとすべきである。ラムサール条約の<湿地>は一般の湿地よりも広い概念であるから、その後の記述のどが「国家湿地政策」にあたる部分が明らかにするために、ここでラムサール条約でいう湿地の定義を明記すべきである。戦略中の湿地に含まれる河川・湖沼が「湿地」と並列で記述されるなど本文中には整理ができていない記述が散見される。精査して整理されたい。 ・本戦略には法的拘束力がないため、第5次戦略までは国の事業についてさえ、ほとんど歯止めがなかった。そこで本戦略は全省庁のすべての事業に適用されることを明記すべきである。 ・P3・29行目について、「『2030年ネイチャーポジティブ』は、政府の取組だけでは達成できない。」の「政府の取組」の前に「まず政府が、全省庁を上げて積極的に取り組むことは当然のことであるが、同時に」を挿入すべき。	・P3・16行目について、御意見を踏まえて、『ラムサール条約が締約国に策定を奨励している「国家湿地政策」として位置づけている。』とあるところ、『ラムサール条約が締約国に策定を要請している「国家湿地政策」として位置づけている。』と修正いたしました。 ・定義はご提示のとおりですが、ここでは一般的な記載にしております。御指摘の通り厳密な定義では河川・湖沼は湿地に含まれますが、一般的には3者を分けて認識することが多いと考えられ、わかりやすさも考慮し「湿地」にまとめず並記しております。 ・生物多様性基本法第12条第2項において、「環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の国の計画は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、生物多様性国家戦略を基本とするものとする。」と定めており、他省庁の施策についても本戦略の主旨に沿うものとなるよう、今後関係省庁間で連携を進めてまいります。 ・P3・29行目について、当該箇所は戦略の位置づけを簡潔に示す部分であることから原案通りといたします。なお、全省庁を挙げて取り組む姿勢に相違ございません。

第1部 戦略		
第1章 生物多様性・生態系サービスの現状と課題		
第1節 世界の現状と動向		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
18	【世界の現状と動向について】 ・世界の生物多様性の現状について2019IPBES報告書を引用して記述している。ただ、<湿地>に関しては、ラムサール条約事務局によって「世界湿地概況2018」（以下「2018GW0」という）、また世界湿地概況特別版2021（以下「特別版2021」という）が発表されているので、こちらでも引用して記述するか、少なくとも国家湿地政策部分としてはこれらを参考文献として脚注に付記すべき。 ・5頁5行目から9行目で生物多様性の重要性が述べられていますが、全ての人が関わることであるという詳細を述べられるとより良いと感じました。生物が社会のあらゆる場面で炭素源、食料源として使われている（土壌中の炭素源、養殖魚の飼料など）こと、生物多様性が水質浄化や大気浄化に貢献していること（5頁6行目の詳細）が述べられると、より一人ひとりにとっての重要性がわかりやすいのではないかと思います。 ・気候変動に関する記述が曖昧であり、具体性に欠けます。せめて評価についてより具体的な記述があればと感じます。 ・気候変動対策としての工学的手法には、より慎重であるべき。 ・p819行について、「新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、」を「新型コロナウイルス感染症および高病原性鳥インフルエンザ感染症の世界的な流行は、」とすべき。 ・6ページから始まる 2）移行の前段は以下の構成になっているが1）気候変動、2）食料生産、3）新興感染症、4）海洋環境、森林と土地という項目を付加すべき。	・IPBES報告書は御指摘の世界湿地概況も引用しており、世界の生物多様性の現状について統合的に評価しているものであることから、原案通りとします。 ・生物多様性の重要性については、付属書「2生物多様性及び生態系サービスの重要性の解説」で詳しく説明しております。読みやすさも考慮し戦略本体への記載は簡潔なものにとどめております。 ・気候変動の評価に関しては「第1部第1章第1節2（1）②1）気候変動」や「第1部第1章第2節1（4）①4）第4の危機」において詳しく記載しているところ。生物多様性への影響が検討されているところであり、実施に当たっては多様な観点からの検討が必要なものであると考えています。 ・御指摘の通り鳥インフルエンザも社会に大きな影響を与えており、特に2022年から急拡大しているところですが、鳥インフルエンザ自体は以前から知られており、「改めて新興感染症と生物多様性との関係に焦点をあてた」につなげる文脈としては新型コロナのみの記載が適当と考えられます。 ・1）気候変動、2）食料生産、3）新興感染症、4）海洋環境は、直前の「様々な国際枠組における議論や報告書等においても、生物多様性との関係性が特に深い以下の分野」を受けているため原案通りとします。なお御指摘の森林と土地に関する記載は、気候変動に対する自然の緩和ポテンシャルの例として示したものであるため、1）気候変動の中に位置づけるのが適当と考えております。
19	【30by30目標、OECMについて】 ・30by30 目標の記述について、「少なくとも」30%以上と表記するべきである。 ・OECMについて、定義はあるものの、かなり曖昧な定義でわかりづらい。具体的にどのような環境がOECMになるのか例を挙げてほしい。また、その際は、会社内の緑地等だけではなく、基本戦略1の（2）でリストした環境ごとどのような事例が考えられるかを挙げられるとさらに充実すると思う。	・御指摘を踏まえ「30%以上」に修正しました。 ・2022年度にOECMのひとつである自然共生サイトの認定試行を56ヶ所で行いました。試行サイトの概要は環境省WEBページでも公表していますので参考になると考えています。また、2023年度から自然共生サイト認定の本格運用が開始されますので、具体的な事例の充実を図ってまいります。
第2節 我が国の現状と動向		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
20	【我が国の現状と動向について】 ・<湿地>関連というくくりの下に、GW02018（16頁以下）の分類に倣って「陸水、沿岸・海洋、人工湿地（水田含む）」として記述すべきである ・p14・7行について、「農地、水路・ため池、農用林などの利用縮小等」を「農地、水路・ため池、農用林などの耕地整備や利用縮小等」とすべき。 ・P16・27行について、「近年では、水田やため池の消失等によって」を「近年では、水田の乾燥化や水路のコンクリート化、ため池の消失等」とすべき。 ・p14・20行目からについて、生態系サービスの中の供給サービスの課題の中で、木材に関する記述で、課題は供給後の次世代の森林づくりであることを記述すべき。 ・P14・17-18行目について、「瀬戸内海では1979年に172回観測された赤潮の発生回数が2019年には 58回に減少するなど、都市や沿岸域等の一部の生態系では改善がみられたものもある。」を削除するか、『しかし瀬戸内海東部では冬季に大型珪藻（ユーカンビア属のタラシオシーラなど）が優占し、低次生態系に変化が起り、栄養塩の高次生物への移行が正常に行われない状態が出現している』を追記すべき。	・本戦略の一部が国家湿地政策であることをもって、国内の生物多様性及び生態系サービスの総合的な評価と切り分けて湿地の現状等について記載することは要しないと考えます。 ・御指摘の箇所は生物多様性が直面する4つの危機のうち第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）に関する記載です。追記をご提案いただいた「耕地整備」「コンクリート化」は第1の危機（開発など人間活動による危機）に該当するため、ここには追記せず原案通りとさせていただきます。 ・第2部行動計画において、干潟の保全・再生等に係る具体的な施策を掲げており、これに基づいて取組を進めてまいります。また再生可能エネルギー導入における生物多様性配慮推進も行動目標2-4に位置づけているところです。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
21	【生物多様性の損失要因について】 ・「社会の価値観や行動の変容」の記述の際には、「社会を構成する一人一人」と並んで、「政府における主流化」も併せて記述すべきである。 ・P19「社会のあり方と」に続き、「それを実現できる政策の立案者（政治家及び官僚）の生物多様性の真の理解の促進」を挿入すべき。	・ここという社会には政府も含まれるものとして記載しておりますので、記載は原案通りといたします。

22	【第3の危機について】 ・現行戦略では、感染症は第3の危機に位置づけられているため、第3の危機の記述の最後に「高病原性鳥インフルエンザなど人為的に変異した病原体や生息地の偏りによる生息過密による感染症の拡大も懸念される」を追記すべき。 ・P17・12行目「増大している」の後ろに、『また山砂や海砂の県外や他島からの大量移動に伴う外来生物（アルゼンチンアリ、ゴケグモ類、オオキンケイギクなど）の侵入が懸念され、それを防止する措置の強化が求められる』を挿入すべき。 ・第3の危機として「外来種の侵入や化学物質による汚染」挙げているが、水産分野においては、遺伝子レベルも含めて漁協による放流に由来する外来生物も多いことから、生物多様性の保全に放流が悪影響を及ぼす事、まずは放流以外の方法での増殖及び保全を行う事を明記してほしい。	・「感染症が第3の危機に位置づけられている」ことが確認できないため、原案通りといたします。 ・P17・12行目について、当該箇所においては一般的な事例を記載しており、ご提示のような特定の事案を想起させる記載は馴染まないものと考えます。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
23	【バイオテクノロジーの位置づけについて】 ・p17・23行目「農業における化学肥料の使用量や化学農業の使用によるリスクの低減」に、化学肥料や化学農業だけでなく、新しいバイオテクノロジーによるリスクの軽減の記載を追加してください。	・バイオテクノロジーによるリスクの軽減については、基本戦略1「行動目標1-6 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する」において、カルタヘナ法に基づき適切な措置を講じることとしております。御指摘の箇所については、第3の危機による生態系影響に言及した文意のため、原案通りとさせていただきます。
24	【生物多様性損失の根本的な要因である、社会経済に生物多様性が主流化されていない状況について】 ・生物多様性が主流化していない状況の改善にまず重要なのは、国民の教育はもちろんですが、それ以上に急ぐことは国、地方自治体の政策において生物多様性を最上位に置くことである。	・国の政策への生物多様性位置づけについて、第4章第2節において本戦略と環境基本計画との整合や、地球温暖化対策計画や循環型社会形成推進基本計画、みどりの食料システム戦略等の本戦略に関連する国の他の計画との協調を図っていくこととしています。 ・地方自治体においては、第3章第2節で生物多様性地域戦略の策定など、地域での生物多様性の保全・活用の取組において関連する地域計画（環境基本計画、緑の基本計画、地域気候変動適応計画、地球温暖化対策の地方公共団体実行計画等）との連携や統合的な策定を推進することとしております。
25	【これまでの取組と生物多様性国家戦略2012-2020の点検結果について】 ・基本戦略5（科学的基盤を強化し、政策に結びつける）について、「科学的基盤の強化と政策への結びつけは概ねなされた。」とあるが、各自治体の環境基本計画を見ても、実際の公共工事の事例などを見ても政策への結びつけができていたとは思えません。	・「生物多様性国家戦略2012-2020」の実施状況の点検結果では、科学的知見に基づきわが国の生物多様性及び生態系サービスの総合評価を実施し、その成果を「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書（JB02）」として公表したほか、地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤強化のため「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」のアジア=オセアニア地域評価や侵略的外来種に関するテーマ別評価の技術支援機関（TSU）をわが国がホストするなどしたことを踏まえ、生物多様性分野における科学的基盤の強化と政策への結びつけは概ねなされたと評価しました。御指摘のとおりまだ十分とは言えないことから、引き続き取組を推進してまいります。
第3節 生物多様性国家戦略で取り組むべき課題		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
26	【生物多様性国家戦略で取り組むべき課題について】 ・具体的課題の5項目が定められていますが、「生態系価値の定量評価基準の構築、それを用いた価値評価手法の浸透、政府政策による最上位への位置づけ、全省庁横断の共通指針の構築」について明記すべき。 ・具体的課題に「政府における主流化」も位置づけるべき。 ・我が国における自然資源の利用のあり方を見直す必要はあるものの、鉱物資源などをはじめ、引き続き海外での生物多様性に影響を与える自然資源も想定される。そのため、「サプライチェーンも含む我が国の自然資源の利用のあり方を見直す必要がある」と修文するべきである。 ・「自然を活用した解決策」（NbS）の用語を使用することには反対しないが、公共や民間によるNbSを標榜する取り組みが、生物多様性の保全・回復に貢献するものであるか不断に検証を続ける重要性も併せて記述する必要がある。	・ここで挙げる5つの課題は第3章第2節に占める本戦略の基本戦略につながるものです。御指摘の（生態系価値の定量評価基準の構築、それを用いた価値評価手法の浸透）については、基本戦略の下に掲げる具体的な取組として第2部で「5-1-27生物多様性・自然資本の価値評価」「5-1-28 生物多様性及び生態系サービスに関する総合的な評価・予測」を盛り込んでおります。 - また（政府政策による最上位への位置づけ）について、当戦略は生物多様性基本法第11条に基づき政府が策定する生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画としても位置づけられており、環境基本計画やその他関連する計画を踏まえて策定される生物多様性に関する最も基本となる戦略となっております。（全省庁横断の共通指針の構築）については、第4章第4節において関係省庁間の連携を、第4章第2節で他省の計画等との協調を盛り込んでおります。 ・海外の生物多様性への影響も踏まえ、自然資源の利用のあり方を見直すことを記載しており、御指摘の趣旨は含んでいるものと考えます。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
27	【具体的課題（生態系の健全性の回復）について】 ・「我々の暮らしを支える多様な機能を十分に発揮させるため、生態系の健全性を回復させることが必要」に「生態系への負の影響をなくすとともに」を追記すべき。	・前段で負の影響が継続していることを踏まえた上で、負の影響をなくすだけではなく回復に向かわせるべき、とのメッセージを示していますので、原案通りといたします。

第2章 本戦略の目指す姿（2050年以降）		
第1節 自然共生社会の理念		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
28	【目指すべき自然共生社会像について】 ・「豊かな生物多様性に支えられた健全な生態系が確保された社会」について、生態系内での物質循環・資源の持続的な利用が図られるべきことを追記すべき。 ・2050 年ビジョンや2030 年に向けた目標で、資金的な意義づけ、自然資本を取り扱う市場の創出を加筆してほしい。 ・「生物多様性の主流化による変革がなされた社会」について、ネイチャーポジティブに向けて保全再生への資源動員が成されている社会をビジョンに描くべきである。 ・次期生物多様性国家戦略（案）では、日本がコモディティの国際的な調達や野生生物の取引を通じて与えている負荷を下げるための数値目標が極端に少なく、進捗が測定できない状態にあるため、このままでは日本が 2030 年までに、「ネイチャーポジティブ：自然再興」を実現する、という目標の真の意味での達成は難しい。ネイチャーポジティブ並びに生物多様性主流化に即した数値目標を設定すべき。	・物質循環について第1部第4章第1節4において多様な生物が「栄養塩等の物質循環や水循環、動物の移動等を通じ、相互につながっている」と述べており、第2部行動目標3-4において農林水産業が「生物多様性と自然の物質循環が健全に維持されることにより成り立つものである」と記載しております。 ・自然資本については、基本戦略3にネイチャーポジティブ経済を掲げ、ファイナンスの拡大等に取り組んでまいります。 ・御指摘の点を踏まえ、P24・12行目に「生態系の回復に向けた取組が社会的・経済的にも高く評価され」という文言を追加しました。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
第3章 2030年に向けた目標		
第1節 2050年ビジョンの達成に向けた短期目標（2030年ミッション）		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
29	【基本戦略4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）について】 ・基本戦略4の推進における教育の重要性を明記すべき。 ・「自然資本を守り活かす社会経済活動の推進」について、「自然資本主義を守り活かす社会経済活動への回帰を推進」と修正すべき。	・当該箇所は基本戦略の考え方を記載したものであり、意味合いを限定しないよう原案通りとします。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
30	【ネイチャーポジティブの考え方について】 ・ネイチャーポジティブの定義に「2020年をベースラインとして2030年までに生物多様性を純増させる」を加えるべき。 ・「自然再興」と日本語訳を付され、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」という基本認識の一致と表記されていますが、定義が不明瞭ではないか。 ・カーボン・ニュートラル、サーキュラー・エコノミー、そしてネイチャー・ポジティブのそれぞれが相互に関係することを示しているが、現状の国家戦略素案の5つの基本戦略におけるサーキュラー・エコノミーの明確な位置付けがなされていない。 ・自然資本である森林に長年取り組み市場と対峙してきた持続可能な林業の蓄積を是非生かすべき。 ・「ネイチャー・ポジティブ」の考え方は重要だと思うが、それを実現するためには、開発行為を行う際には、「生物の生息環境の減少を回避ないし最小限にとどめる」のではなく「事業前に比べて事業後に少しでも良くなっている」ことを目指さないと「ネイチャー・ポジティブ」とは言えない。	・ネイチャーポジティブの定義については国際的に様々な議論があると承知しており、2020年をベースラインとするという点で国際的な合意が図られているわけではありませんので、今後の国際的な議論も踏まえながら検討してまいります。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 ・本戦略においてはネイチャーポジティブの実現に向けて5つの基本戦略を設定しています。評価に当たっては、専門家の知見も得つつ、各基本戦略の達成状況を踏まえ検討を行ってまいります。その際、国民にも伝わりやすい記載となるよう留意してまいります。 ・サーキュラー・エコノミーについて、行動目標1-3（汚染防止）、行動目標4-4（食ロスやその他の物資の廃棄の減少）が特に関連深いと考えております。これらの目標に関連する第2部の行動計画において、プラスチック資源循環含め具体的施策と施策毎の指標を掲げております。 ・NbSIにおいては森林の活用も重要であり、第2部には基本戦略2に係る施策として森林・林業関係の取組を盛り込んでおります。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
31	【ネイチャーポジティブ経済について】 ・2030年までにどんな状態を築くことを目標としているのか、分からない。 ・転換を実現するためには何が必要で、それをどう支援していくのが具体的にやらなければ、空振りになるリスクがあり、そのための具体的なアプローチを提示する必要があると考える。	・いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、来年度、ビジネスに特化した「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定予定です。
第2節 5つの基本戦略と個別目標		
基本戦略1 生態系の健全性の回復		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
32	【基本戦略1について】 ・湿地の保護には、自然公園法、鳥獣保護法あるいは河川法だけでは保護地域と指定する法的根拠が不足しており、例えば湿地再生保全法などの新たな立法も視野に入れる必要があることを記述すべきである。湿地についてすでに環境省が重要湿地や重要海域（そのうち沿岸域部分）を指定しており、これらが保護区に指定されないとしてもOECMの候補となりうることを記述すべきである。湿地（とくにラムサール条約湿地）の管理については、本戦略が国家湿地政策であるからには「湿地の生態学的特徴の維持」を図りつつ賢明な利用をしてゆくための管理枠組み（ガイドライン）を策定する必要があることを記述すべき。 ・基本戦略1を他の4つの基本戦略および目標の根本的な理念としてより鮮明に明文化し、強調することを提案する。	・保護地域に関しては、関係法令に則り、適正に管理を図っていきます。OECMに関しては、重要湿地等に限らず、効果的に保全がされている地域を対象としており、対象が限定的に見られないよう、原案通りとします。ラムサール条約湿地の管理については、施策5-5-21により適切に実施を図ってまいります。 ・基本戦略1は他基本戦略と同様に重要な柱の一つであり、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
33	【保護地域による保全について】 ・保護地域となにか（定義）、どんなシステムが念頭にあるのかが明確にわかるように記述すべき。 ・「希少種保全」を「希少種保全と増殖」とすべき。 ・「上記以外の保護地域についても、必要に応じた指定・拡張や継続的・効果的な管理を図る」とあるが、国有林野の保護林については特記し、その指定・拡張をより積極的に図るべきである。	・保護地域については第2部「1-1-4既存保護地域の法令に基づく規制・管理等」において、対象地域の一覧表とともに示しております。 ・保全に増殖の意も含むため原案通りとさせていただければと思います。 ・保護林については、原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林等として現に設定しているものの厳格な保護・管理を継続的に行っていくことがまずは必要なので、原文のままとさせていただきます。なお、保護林の設定・拡張については、厳格な保護・管理をしていくと国有林野が生じた場合には取り組んでいくこととしています。
34	【30by30目標について】 ・実現するための具体的な手法と達成目標を評価する仕組み作りが不十分ではないか。もっと充実を図ってほしい。 ・面積割合だけでなく、質も重視してほしい。 ・日本の生態系保全において特に重要とされているような生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（Key Biodiversity Area: KBAや生態学的もしくは生物学的に重要な海域（Ecologically or biologically significant areas: EBSA、さらにモニタリングサイト1000といった保全の観点から重要とされている箇所が保護区に認定される保証は現在のところなく、連携を検討すべきでないか。 ・連結性の向上は、生態系の保全にとって非常に重要な位置づけとなるが、連結性向上にあたる行動計画が示されていないため追記が必要である。	・30by30Iについては、附属書に掲載の30by30ロードマップに基づく取組を推進してまいります。具体的には、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上及びOECMの設定・管理を中心施策として据えており、面積だけでなく質も追求していくこととしております。 ・施策1-2-3に記載のとおり、連結性につきましても効果的な保護地域・OECMの設定により確保することとしております。 ・また、保護地域やOECMを設定していく際に、IBAやKBAといった情報を参考のひとつにすることは重要と考えております。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
35	【OECMについて】 ・地域主体での取組を一層促進するために、個人・団体等が参加しやすい経済的措置も活用したインセンティブの創出について、森林認証制度のように、森林管理の分野で蓄積してきたツールを活用する旨を追記すべき。 ・P29・10行目について、「連携I」の後に「海洋の豊かな自然環境保全が重要であることを共有した上で」を挿入すべき。 ・COP15では「期限を明確に、具体的な、到達目標を明確する」ことが強調されていることから、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」から選定することが当然。	・OECMの設定に関し森林認証等のツールの活用について現時点では決まっておらずで原案通りとさせていただきます。今後森林認証制度との連携等についても検討を進めてまいります。 ・関係省庁の連携に当たって御指摘の点は前提となるものと考えています。 ・海域のOECMの検討については、御指摘の重要海域等の情報も参考に検討を進めてまいります。

36	【生態系の質の向上とネットワーク化について】 ・「生態系の質の向上とネットワーク化」を「生態系の規模（面積）の拡大・質の向上とネットワーク化」に修正すべき。 ・「人工構造物の撤去等による河川の連続性の回復」の記述に関しては、国連生態系回復の10年やIUCN WCC2020決議17「湿地保全のために自然な水の流れを保護する決議」の要請でもあることを記述するか、あるいは脚注として記載すべきである。 ・「人工構造物」が何を示すの明確にし、海外の生物多様性戦略に倣い「人工構造物の撤去等による河川の連続性の回復」について数値目標を設定し、戦略（案）中に記載すべきである。「ダム撤去」に関する言及がない。 ・国有林野における「緑の回廊」について、その拡充をより積極的に特記すべきである。 ・「都市地域における緑地の適切な保全や生物多様性に配慮した緑地の整備等を推進」とありますが、緑地の質の評価が必要です。 ・多様な主体の連携による維持管理の促進だけでは、ネイチャーポジティブに転じることが難しいと考えられるため、土地利用の内容に応じたミティゲーションなどの対策を進めるべきである。 ・P29・21行目について、「自然の再生や生態系の維持回復につながる取組」の一つとして、「遊休埋め立て地などでの潮汐という自然の力を活かした磯浜復元、」を挿入すべき。	・「①保護地域による保全」「②OECMIによる保全」で規模、「③生態系の質の向上とネットワーク化」で質とつなげる整理のため原案通りといたします。 ・「湿地保全のために自然な水の流れを保護する決議」の要請であることを追記すべきという御意見について、当該記載は生態系ネットワークの連続性を確保するためのもので、湿地保全のみを想定した記載ではありませんので原案通りとします。 ・「緑の回廊」については、保護林を中心とした森林生態系ネットワークの形成を図るものとして現に設定しているものの継続的な保全・管理がまずは必要なので、原文のままとさせていただきます。なお、緑の回廊の設定・拡張については、森林ネットワークの形成に必要な国有林が生じた場合には取り組んでいくとしています。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
37	【生物多様性状況の「見える化」について】 ・本項目はすべての判断の基礎となることで、今明らかに不十分なことなので、より上位に設定されるべきだと思います。	・御指摘の通り見える化は今後の取組の推進において非常に重要であることから、第2部において、「1-1-17 生物多様性の重要性や保全効果の見える化」を重点施策に位置づけております。
38	【陸域及び海域の利用・管理における生物多様性への負荷軽減（森林）について】 ・第二種特別地域だけでも、間伐実施者（森林組合など）が環境省に対して間伐計画の地域や規模について事前報告すること、および間伐予定地域の生物多様性の保護など多面的機能に関する審査を受ける仕組みを構築していただきたいと思います。 ・持続可能な森林の利用が多様な森林を生む視点が必要。 ・P30・4行目について、「そのため、森林の現況や自然条件等に応じ」の次に「供給サービスである木材供給機能に配慮しながら」を加筆すべき。	・いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
39	【陸域及び海域の利用・管理における生物多様性への負荷軽減（農地）について】 ・＜湿地＞の観点からは、水田が湿地の一つであり、農業によって、水田の生物多様性が維持され育まれてきたことを指摘する必要がある。 ・P30・13行目について、「農業における化学肥料の使用量や化学農薬の使用によるリスクの低減」を「農業における化学肥料の使用量や化学農薬の使用によるリスクの低減」と修正すべき。 ・P30・14行目について、「有機農業の推進」を「生物多様性を育む有機農業」と修正すべき。生物多様性に配慮した持続可能な農業の実現のためには有機農業の推進だけでなく、地域の生物多様性に配慮した環境保全型農業なども加えるべき。 ・P30・15行目について、「多様な生物の生息・生育・繁殖環境となる水路・畦畔や防風林などを含めたモザイク性のある農村景観全体の保全等を進める」を、「多様な生物の生息・生育・繁殖環境となる水路・畦畔や防風林などを含めたモザイク性のある農村景観全体の保全及びこれら多様な環境の広域の観点からのネットワーク形成等を進める」に修正する。	・水田と湿地の関係については、附属書の国土のグランドデザインにおいて現行戦略から引き続き掲載しています。 ・御指摘のとおり、有機農業に関しては個別の事例によって生物多様性保全の効果は異なる場合もあると考えられますが、当該箇所においては、環境負荷の低減に関して記載しているところであり、その手法の一例として有機農業を掲げており、環境保全型農業については第2部で具体的な施策として盛り込んでおります。 ・P30・15行目の修正については、御指摘を踏まえ本文を修正しました。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
40	【陸域及び海域の利用・管理における生物多様性への負荷軽減（都市）について】 ・「都市公園の整備や緑地の保全、魅力ある水辺空間の創出等により、水と緑のネットワーク形成を推進する」とありますが、緑地の質の評価も必要。 ・P30・23行目について、「都市公園の整備や緑地の保全」に都市河川について追記し「都市公園・河川の整備や緑地の保全」とすべき。 ・P30・24行目について、「緑地・農地と調和した良好な都市環境・景観の形成等」に庭・生垣等を追記し「緑地・農地・庭・生垣」と調和した良好な都市環境・景観の形成等」とすべき。	・本戦略では、各状態目標・行動目標の進捗を評価するための指標を設定することとしており、この中で生態系の質にかかる指標も検討しているところです。 ・河川については続く「④河川・湖沼・湿地（陸水）」の段落に整理しております。 ・庭・生垣も重要と認識しておりますが、「緑地」に含まれることから考えられることから原案通りといたします。 ・いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
41	【陸域及び海域の利用・管理における生物多様性への負荷軽減（河川・湖沼・湿地）について】 ・地域の小さな湿地などは非常に生態系としては重要であるにも関わらず、科学的な評価が明確にされることもないままに公共工事により改変されている様子報告されています。認識を改めるべきは公共工事の実施主体側ではないでしょうか。 ・P30・31行目について、「生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な景観の保全・創出につながる取組や」に水系の連続を加えて、「生物の生息・生育・繁殖環境及び水系の連続・多様な景観の保全・創出につながる取組や」とすべき。	・水系の連続性については、御指摘の箇所の前「③生態系の質の向上とネットワーク化」において記載しております。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
42	【陸域及び海域の利用・管理における生物多様性への負荷軽減（沿岸・海洋）について】 ・「ブルーカーボンの吸収源としての活用」とありますが、ブルーカーボンのポテンシャルの実態把握と政策上での明確な位置づけの設定、目標の設定をお願いします。 ・「藻場・干潟・サンゴ礁等の海洋環境の保全・再生・創出を図る」とありますが、保全・再生・創出を図る以前に早急な現状把握と回復手段の構築をすべきことを明記してください。 ・漁具においては流出防止や流出時の適切な対処が行うことが必要であり、漁具の改良だけでなく、流出防止のための施策を進めるべき。 ・「魚介類の養殖漁場の底質の悪化や富栄養化が生じないよう、飼料開発や漁場管理の適正化に努める。」とありますが、養殖魚のゲノム編集が進んでいると聞きます。その観点から管理の徹底が求められるべきでありその点に言及するべきだと思います。 ・P31・11～12行目について、「水質浄化及び生物の生息・生育空間の確保の観点から、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、」の前に、「陸と海の境界域である海岸線付近の埋立て事業は、生物多様性の高い干潟・浅瀬をつぶす行為であり、この際、禁止するべきである。河川流域でのダム、堰堤も物質循環を遮断する構造物であり、その新設は極力制限し、既存の構造物は撤去・改造を推進する。」を追記すべき。 ・P31・11～12行目について、「水質浄化及び生物の生息・生育空間の確保の観点から、・・・」の前に、「陸と海の境界域である海岸線付近の埋立て事業は、生物多様性の高い干潟・浅瀬をつぶす行為であり、この際、禁止するべきである。」を挿入すべき。 ・P31・13行目について、「必要がある」の後に「深海の鉱物資源等の開発においては、生物多様性に与える負の影響を十分考慮する」を挿入すべき。 ・海の項目ではあるが、河川をはじめとする水系に触れ、あるいは海の表層から深海への物質輸送に触れたうえで連結性の視点に配慮しているのは良い記述である。	・ブルーカーボンについて、第2部の施策「2-3-10 ブルーカーボン生態系の利活用によるCO2吸収源の拡大に向けた取り組みの加速」においてブルーカーボンを利用した気候変動の緩和機能の定量的評価手法等について、調査・研究を推進することとしております。 ・藻場・干潟の再生は第2部の「1-2-31 浚渫土砂等を有効活用した干潟・藻場等の再生・深掘跡の埋め戻し」「5-1-1 自然環境保全基礎調査〔重点〕」や「5-1-2 モニタリングサイト1000」等において推進することとしております。 ・漁具については、第2部の「1-3-28海洋ごみ対策の推進」等に基づく取組を推進してまいります。 ・P31・11～12行目について、埋立事業については、事業により様々な理由目的で行われているものであることから、一律に禁じることは馴染まないものと考えます。いただいた御意見について今後の施策の参考とさせていただきます。 ・P31・13行目について、基本戦略1「生態系の健全性の回復」の達成に向けた具体的施策として「1-2-1 環境影響評価の推進」を掲げており、深海の鉱物資源等に限らずこれに基づく取組を進めていくこととしており、原案どおりとします。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

43	【個別の取組の強化と複合的観点の取組（外来種対策）について】 ・違法な捕獲や写真撮影などによるかく乱の防止についても追記していくべき。 ・ただただ駆除では無く、食用に回す事で生体数の調整と新たな経済活動に繋がるのでは ・有効利用して利益を得て本当に危険な生物には得た利益を活用すべきだと思う。 ・外来種と呼ばれる生物を日本に持ってきたのは人間であり、外来種と呼ばれる生物に罪は無い。 ・在来・外来に関わらず 1度形成された生態系自体を 操作すること・コントロール事自体が人間のエゴでありナンセンスだと思います。 ・自分たちの事情で持ち込んだものの、やっぱり外来種はダメだとその事で人間の勝手で駆除するのはおかしいとおもう。外来種も一つの命を持っています。外来種＝悪みたいな風潮を変える事が必要。外来種を常に敵視するのはどうかと思う。 ・外来種駆除にあたって在来種にも影響があるとは思われるがそれを強行するのは如何なものかと思われる。	・違法な捕獲や写真撮影などによるかく乱の防止については、基本戦略1ではなく基本戦略2の行動目標「2-5野生鳥獣との軋轢緩和」において記載しています。 ・外来種については、外来種だから悪いと言うことではなく、生態系への悪影響を防止するために必要な措置の一つとして外来種の防除が必要と考えており、今後も必要な防除を進めてまいります。
44	【普通種や野生生物の遺伝的多様性等の保全に係る取組について】 ・交雑個体のみならず、ゲノム編集や遺伝子組換え生物も加え、『生物（交雑個体、ゲノム編集生物や遺伝子組換え生物を含む）』とすべきである。	・御指摘の事項については、カルタヘナ法等に基づき、取扱いの考え方が整理されているため、現行の考え方に沿って生態系への影響を引き続き防止してまいります。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
45	【野生生物に影響を与える可能性がある飼養動物の適正な管理に係る取組について】 ・「我が国においては、多種に渡る野生動物が飼養されており、特に家畜化されていない動物については、動物の本能、習性及び生理・生態に即した適正な飼養の確保が困難であることから限定的であるべき」を明記し、その重要性を明確にすべきである。	・御意見を踏まえ、P32・4行目について、「また、特に犬や猫についてはマイクロチップの装着と登録を促進することなどにより、適正な飼養管理を推進する」とあるところ、「特に犬や猫についてはマイクロチップの装着と登録を促進することなどにより、適正な飼養管理を推進する。なお、家畜化されていない野生由来動物の飼養については、動物の本能、習性及び生理・生態に即した適正な飼養の確保が一般的に困難なことから、限定的であるべきである。」と修文いたしました。 ・「特に」については、『生物多様性国家戦略2012-2020』において記載されていないことから、修文案には記載しないことといたします。
46	【保全上重要な地域の保護・保全に関する関係省庁の連携について】 ・「これらの取組の効果的な推進のため、生物多様性の保全上重要な地域の保護・保全に関連する施策を所管する環境省、農水省、国交省等の関係省庁の連携体制を強化する」と書かれているが、天然記念物のうち面的な広がりを持つ天然保護区域は保護地域の一つと考えられる（IUCN保護地域管理カテゴリーII）。また重要な文化的景観には、里山・水辺など生物多様性保全上重要な地域が含まれており、OECMの候補地ともなりうる。以上の理由から、関係省庁の名称として、文化財保護法を所管する文科省（文化庁）を加えるべきである。	・御意見を踏まえ関連する施策を所管する省庁に「文部科学省」を追記いたしました。
47	【基本戦略1における目標の設定について】 ・P32・26行目及び37行目について、「生態系の規模の増加」というのが何を意味するのか良くわかりません。湖沼のように生態系の範囲は容易に設定できる場合もありますが、一般的には地域の切り取り方によって、範囲や規模は流動的にとらえられるものではないでしょうか。	・当該状態目標を測る指標の設定において、どのような生態系の規模をモニタリングするのが適当かを含め検討してまいります。
48	【基本戦略1行動目標について】 ・行動目標①について、保護区域内でどのようなconservation interventionsを行うかが重要であり、それに関する記載を明確にすべきである。OECMの拡大策・敷衍策を検討してほしい。 ・行動目標①について、30by30についてだが、その30%を達成するのが、国家レベルなのか、都道府県 レベルなのか、はっきりしない。 ・行動目標①について、昆明・モントリオール生物多様性枠組で合意された30by30目標から一歩踏み込み、陸域は陸地と陸水に分け、それぞれの30%を保全するべきである。 ・行動目標③について、侵略的外来種への対策は防除とせず純粋な流入の防止のみとするべきではないか。敢えて希少な在来種の絶滅を人の手で防ぐ行為をするべきではないと考える。	・30by30目標の達成に向けては保護地域の拡張のみならず管理の質の向上も取り組むこととしております。30by30ロードマップに基づく取組を推進し、OECMの拡大をはかってまいります。 ・30%は国としての目標ですが、各地域においても、地域の実情に即した目標を盛り込んだ生物多様性地域戦略の策定を支援してまいります。 ・30by30目標としては昆明・モントリオール生物多様性枠組で合意された陸（内水面含む）と海の30%保全としますが、効果的な保全のために、今後の点検・評価の際にそれぞれの保全割合を補完的に把握するなどの対応を取ってまいります。 ・侵略的外来種への対策について、残存個体数がわずかである生物にとっては、特定外来生物の存在が個体群の維持の脅威になり得るものですので、引き続き特定外来生物の防除を進めてまいります。
基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
49	【基本戦略2全般について】 ・P34・6行目について、「人間の幸福と生物多様性保全を両立させる自然を活用した解決策（NbS）」を「人間の幸福と生物多様性の両方に利益をもたらす自然を活用した解決策（NbS）」に修正すべき。「両立させる」という表現は、従来、環境影響評価でとられてきた開発に当たっての環境への配慮、人間の幸福と生物多様性保全との間のバランスをなんとか図るための取組をイメージさせます。	・御指摘を踏まえ本文を修正しました。
50	【自然を活用した地域づくりについて】 ・P34・18行目について、「生物多様性の保護と経済社会活動の両立により持続的な発展を目指すユネスコエコパークやユネスコ世界ジオパークの取組を推進する」にラムサール条約の湿地の賢明な利用を追記し、「生物多様性の保護と経済社会活動の両立により持続的な発展を目指すユネスコのエコパークや世界ジオパーク、ラムサール条約の湿地の賢明な利用の取組を推進する」とすべき。	・第2部において、ラムサール条約関係施策は基本戦略5にまとめておりますので、基本戦略2に関する当該箇所は原案通りといたします。
51	【気候変動対策と生物多様性保全のシナジーの強化について】 ・「海岸防災林・マングローブ林・サンゴ礁による高潮・津波の減衰や海岸浸食の防止」につき、＜湿地＞の防災機能として明記すべきである。 ・流域治水では田んぼダムの活用が効果的と盛り込んでほしい。 ・案では既存制度の中で、吸収源対策、適応策に貢献する生態系の保全・再生を図る内容となっていますが、取組を加速するには、それら生態系の保全・再生が気候変動対策にも貢献することを実感できる制度、例えばカーボンプレジット方法論への組込み等、が必要と考えます。追記について、ご検討をお願いいたします。	・湿地とされる地域であってもその特性により防災機能を発揮するかは多様であるため、ここではとりわけ防災機能の高いものを列挙することとしています。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
52	【気候変動対策と生物多様性保全のトレードオフの回避・最小化について】 ・案では生物多様性保全に配慮を求める内容となっていますが、国が行っている再生可能エネルギー事業支援メニューでは、事業者に対する配慮のみで、これでは生物多様性に対して損失ばかりとなってしまいます。少なくとも、国が提供する再生可能エネルギーに関する資金の流れでは、生物多様性への配慮を必須の採択要件としていただくよう、ご検討をお願いいたします。	・再エネ導入促進に当たっては、環境の保全を目的とする法令を含む関係法令の遵守を要件とするとともに、自然環境保全地域や鳥獣保護区等の配慮すべき情報を再エネポテンシャル情報と合わせて提供しています。引き続きこれらの情報提供に努めるとともに、再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進してまいります。
53	【鳥獣の管理と棲み分けと有効利用について】 ・P36・12行目について、「その再生産力を活かしていない里地里山の自然資源」に河川を追記し、「その再生産力を活かしていない河川や里地里山の自然資源」とすべき。	・ここでは人の利用が縮小したことにより機能の低下した里地里山の資源利用を想定しているため、原案通りとさせていただきます。
54	【基本前略2状態目標について】 ・状態目標③について、「野生鳥獣との適切な距離が保たれ」に生態系の生産性の回復を加え、「生態系の生産性の回復とともに野生鳥獣との適切な距離が保たれ」とすべき。	・生態系の回復については基本戦略1にまとめておりますので、原案通りとさせていただきます。
55	【基本戦略2行動目標について】 ・行動目標④について、現在メガソーラーなどの設置において山を切り開くことが前提で行われているような印象を受けますが、生物多様性配慮という点でまずは今現在ある大型施設の駐車場などに設置するという方向からの実施は出来ないのでしょうか。	・第2部行動計画に「2-4-3 再生可能エネルギー発電設備の立地選択における生物多様性配慮の主流化」を掲げており、このような取組を推進してまいります。

基本戦略3 ネイチャーポジティブ経済の実現		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
56	【基本戦略3全般について】 ・企業がグリーンウォッシュに使わないように、明確な定義、規制、情報開示の義務化をすべき。 ・個々の生態系はそれぞれが貴重なものであり、生物多様性はオフセットできない。特に企業のオフセットは禁止すべき。 ・日本においても自主的な取組みに依存するのではなく、ノーネットロス政策を導入し、開発と自然環境保全のバランスを図る施策、すなわち生物多様性オフセットを実装していくことのほうが重要と思われます。	・いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
57	【ファイナンスの拡大等による民間資金の導入】 ・「国は、グリーンファイナンスにおける生物多様性・自然資本分野の取組を促進するため、（中略）金融機関を含めた事業者による生物多様性・自然資本の配慮に係る情報開示や目標設定についての技術的助言を行う」、「生物多様性・自然資本に配慮した事業活動について、事業会社と金融機関の対話（エンゲージメント）を促すよう技術的助言や体制構築を行う」とされていることを歓迎する。 ・現時点において金融機関としては、どのようなデータにもとづき、どのように生物多様性・自然資本に配慮した事業活動を評価すべきか判断が難しい。このため、関係省庁が連携し、概念や定義などを整理した、より明確なガイダンスを作成するなど、技術的助言や体制構築をお願い申しあげる。 ・大型哺乳類や美麗な種など、特定の種への資金の偏りが生じないよう注意されたい。	・御意見ありがとうございます。第2部に掲げる施策等に基づき取組を進めてまいります。
58	【業界ごとの取組の促進について】 ・P39・10行目について、冒頭の「国は、みどりの食料システム戦略を推進し、持続可能な食料システムの構築を通じて環境負荷の低減に取り組む。」の前に、「国はクリーンウッド法の施行、森林認証制度の普及などを通じて、持続可能な森林管理と、持続可能な木材の利用促進につとめる」を加筆するべき。	・御意見を踏まえ修正しました。なお第2部の施策として「3-4-13 合法伐採木材等の流通及び利用の促進」「3-4-12 森林施策の適切な実施に向けた新技術の導入や人材育成」を盛り込んでおります。
59	【事業者としての国・地方公共団体の率先垂範について】 ・「自らの行う事業において、生物多様性・自然資本への負荷を削減するよう取り組みを進める。」と明記した点は十分に評価できる。ただ、この基本戦略3だけでなく、基本戦略1でも「政府における主流化」として政府の率先垂範を明記すべきである。 ・「また、自らの行う事業において、生物多様性・自然資本への負荷を削減するよう取組を進める。」(7-8頁)の後ろに「国は、海面埋立て、人工構造物の設置や山・海の砂利採取など生物多様性を消滅させることが明白な事業については本戦略の精神に照らして事業そのものを再検討する」と追記すべき。 ・「自らの行う事業において、生物多様性・自然資本への負荷を削減するよう取組を進める」を、「自らの行う事業において、生物多様性・自然資本の損失を止め、反転させるよう取組を進める」とすべき。	・基本戦略3は事業者としての国の役割を記載したものです。その他の基本戦略についても、国は当然取組を率先する立場にあると考えます。 ・当該箇所については、事業の実施による影響の低減を記載したものであり、反転させることは切り分けて考える必要があるため、原案通りとします。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
60	【ネイチャーポジティブ経営や産業創出に向けた基盤整備について】 ・研究開発について、活用検討も重要であることはもちろんだが、その土台となる基礎研究の支援も欠かせない。現状では分類学・生態学に對して適切な評価がなされていると思えない。	・御指摘の点については、行動目標5-1において、生物多様性に係る基盤整備として、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等の実施を掲げております。
61	【基本戦略3状態目標について】 ・状態目標について、①にESG投融资の推進、②に事業活動における生物多様性への負の影響の低減・正の影響の拡大等が記載されているが、②が目的、①が手段と考えられる。②を先に記載すべきである。 ・状態目標③について、必要な目標である。 ・状態目標③について、「農林水産業への産業人口増の推進」「持続可能で、生物多様性を育む農林水産業が拡大している。」と修正すべき。	・状態目標はそれぞれ並立するものであり、目的や手段の関係付けは行っていません。 ・本戦略の目的に沿い、生物多様性の保全に寄与する持続可能な農林水産業の拡大を目指すものであり、生物多様性に直接的に貢献するもののほか、環境負荷の低減により生物多様性に貢献するものも含め取組を進めていきたいと考えていますので、原案通りとさせていただきます。
62	【基本戦略3行動目標について】 ・行動目標に、「持続可能な森林管理のための森林認証制度の拡大をはかる」を加えるべき。 ・企業支援をする前に、国として生態系価値の可視化と評価手法の開発を行うことをまず記載してほしい。	・御指摘の内容は行動目標ではなく個別の取組にあたるため原案通りといたします。 ・可視化については、第2部において「5-1-27生物多様性・自然資本の価値評価」「5-1-28 生物多様性及び生態系サービスに関する総合的な評価・予測」を盛り込んでおります。

基本戦略4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
63	【基本戦略4全般について】 ・残念ながら2010愛知目標は、殆ど達成できないまま10年が経過してしまっています。まずは、愛知目標が未達成に終わったことを徹底的に振り返り課題を抽出することが必要だと考えます。 ・そのうえで、「生物多様性」という言葉は聞いたことがあるが、その意味するところはよく分からないという国民が大多数だと思います。これは、生き物が好きで自然ガイドをボランティア等で実践されている方々でさえ、大きな違いはないと考えています。これが現状です。 ・できるだけ早く「自然と共生する世界」とは、どんなものなのかをイメージできるように「見える化」することが必要だと考えます。 ・学校教育の場だけではなく、地域での自然教育に対する支援を拡大してほしい。 ・国民一人一人の行動変容や価値・認識の醸成を行うとあるが、今、一番、その改革が必要なのは、国会議員、地方議員、行政、企業などではないだろうか。	・新たな世界枠組は愛知目標の反省も踏まえレビューメカニズムが強化されており、国家戦略もその仕組みに対応してまいります。 ・生物多様性に関する理解の醸成に向け、基本戦略4に基づく取組や、パンフレットやウェブサイト等を通じた分かりやすい情報発信に努めてまいります。 ・地域での自然教育については、行動目標4-1環境教育の推進や4-2自然とのふれあいの機会の提供等に基づき取組を推進してまいります。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
64	【行動変容に向けた生物多様性の理解増進について】 ・P43・24行目について、「国及び民間団体は」とあるところを、「国、自治体や教育機関、民間団体等」と修正すべき。 ・生物多様性の理解増進、行動変容に向けた教育機関の役割を明記していただきたい。	・御指摘を踏まえ、「国、地方公共団体や民間団体等は、」と修文いたします。教育機関は一部国や自治体と重複するため記載しておりません。 ・教育機関の役割については、次項の人材育成の推進に記載の内容と重複するため、原案通りとします。
65	【人材育成の推進について】 ・P43・32行目について、「家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、生物多様性に係る環境教育・環境学習が推進されるよう、教職員等の資質向上のための措置、体験の機会の場の認定促進等による体験活動を通じた理解と関心を深めるための措置等を講じる。」とあるところ、「家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、生物多様性に係る環境教育・環境学習が推進されるよう、教職員等の資質向上のための措置、体験の機会の場の認定促進等による体験活動を通じた理解と関心を深めるための措置、価値観の変容や行動変容を促すための措置等を講じる。」と修正いただきたい。 ・P43・35行目について、「生物多様性を含む SDGs のゴール実現に向け、学習の機会や場など学習環境の整備、指導者の育成、ユースや地域に着目した活動促進について」とあるところ、「生物多様性を含む SDGs のゴール実現に向け、分かりやすい情報の提供、学習の機会や場など学習環境の整備、教員等の研修、指導者の育成、ユースや地域に着目した活動促進等について」と修正すべき。 ・P44・1行目について、「自然体験の促進」、「園庭ピオトープ」を加え、「学校及び社会教育施設「等」における「自然体験の促進と」生物多様性に関する教育の推進を図るため、NGO団体等と連携して、学校「・園庭」ピオトープや外来種対策、自然資本の持続可能な利用等を通じた学校教育・リカレント教育「等」を推進する。」とすべき。 ・P44・1行目について、学校教育における「湿地」教育を明記すべきである。 ・生物多様性に関する出題は極めて稀なものであり、入学試験などに生物多様性に関する設問を入れるなどしていただきたい。 ・P44・1行目について、「学校及び社会教育施設における生物多様性に関する教育の推進を図るため、NGO 団体等と連携して、学校ピオトープや外来種対策、自然資本の持続可能な利用等を通じた学校教育・リカレント教育を推進する」とあるところ、「学校及び社会教育施設における生物多様性に関する教育の推進を図るため、教科教育や総合的な学習の時間を活用した生物多様性に関する教育を進めるとともに、そのための教員研修を推進する。また、NGO 団体等と連携して、学校ピオトープや外来種対策、自然資本の持続可能な利用等による学校支援を推進する。」と修正いただきたい。 ・環境におけるジェンダー教育の追加をしていただきたい。	・P43・32行目について、理解と関心の向上により、価値観の変容や行動変容がなされることを期待していることから、原案通りとします。 ・P43・35行目について、御指摘を踏まえ、以下のとおり修文します。 「生物多様性を含む SDGs のゴール実現に向け、わかりやすい情報提供、学習の機会や場などの学習環境の整備、指導者の育成、ユースや地域に着目した活動促進等について」 ・P44・1行目について、学校・園庭ピオトープについては、30by30目標にも貢献するものだとして認識しており、自然共生サイトにもこうしたものを含めていく考えです。御意見を踏まえ園庭を追記しました。なお、自然体験の促進は（4）伝統知や自然観の継承、自然とのふれあい、人と動物の適切な関係に係る理解の醸成で触れているためここには記載しないことといたします。環境教育には、湿地に関するものも含まれますので、この点も原案通りとさせていただきます。また、学校支援活動に限らず、学校教育及び社会教育の推進にあたり、NGO 団体と幅広く連携していくことが重要と考えていますので、原案通りとします。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
66	【日常生活における生物多様性配慮物品やサービスの選択について】 ・「木材等の再生可能な資源を利用した製品や再生品の優先的な購入や」という記述の前に、「クリーンウッド法、森林認証制度を利用し」をいれるべき。 ・生物多様性に寄与する製品群のなかに、売り上げの一部を保全再生活動に還元する商品を入れるべき。	・御指摘の制度の利用は、「環境ラベル製品、認証品や～」に含めております。なお第2部の施策として「3-4-13 合法伐採木材等の流通及び利用の促進」を盛り込んでおります。 ・御指摘の取組については、資源動員の観点では効果的な取組であるものの、製品の製造や流通の過程で生物多様性に配慮したものととは限らないため、原案通りとさせていただきます。
67	【伝統知や自然観の継承、自然とのふれあい、人と動物の適切な関係に係る理解の醸成について】 ・伝統知に地域言語、そして文芸の伝承も追加すべき。	・いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
68	【人と動物の適切な関係に係る理解の醸成について】 ・外来種駆除では殺処分の方法に配慮が必要。	・いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
69	【基本戦略4における目標の設定について】 ・教育は、知識の習得だけでなく、価値観や行動の変容を促すものであることを明確にすべき。	・ここは目標設定の解説パートのため、原案通りといたします。
70	【基本戦略4状態目標について】 ・状態目標①について、「教育や普及啓発を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成され、生態系の保全・回復に向けた行動に取り組んでいる。」とすべき。 ・状態目標①について、生物多様性について正しい価値を認識すべき最も優先の主体は政府と地方自治体ではないでしょうか。ついては都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定が努力義務となっていますがこの整備率を目標値に置くべきではないかと考えます。	・「生態系の保全・回復に向けた行動に取り組む」こと自体は行動目標に当たります。御指摘のような取組（行動変容）を通じて、状態目標の達成を目指してまいります。 ・第2部の「5-3-2 生物多様性地域戦略策定の推進」の指標として、生物多様性地域戦略策定地方公共団体の割合等を設定しております。
71	【基本戦略4行動目標について】 ・行動目標に、持続可能な森林認証制度の拡大を入れるべき。 ・行動目標に、各都道府県、市区町村単位で、各学区や地域単位で、ナチュラリスト教育の拠点作りや、特区設定を行う記載を入れてほしい。 ・基本戦略4の行動目標に、行動目標の達成にかかる事業において、可能な限り（あるいは全ての「重点施策」において）中学高等学校の総合的な探究の時間や大学の講義・ゼミにおける研究テーマ受け入れと教育支援を通した若者・女性の参画奨励とそれにかかる事業推進者のコミュニケーション能力向上の研修実施を新規事業として加えることを提案する。 ・行動目標に、「政府における主流化」も記載すべきである。 ・行動目標①について、「教科教育、総合的な学習の時間等を通じて学校等における生物多様性に関する環境教育を推進するとともに、そのための教員養成・教員研修を推進する。」とすべき。 ・行動目標①において、教育カリキュラムに＜湿地＞（田んぼ、干潟等）での生き物調査などを組み込むべき。 ・行動目標①において、「第1次産業教育の推進」を追加すべき。 ・行動目標④では廃棄量の目標と消費における選択肢の目標は別建てとすべき。そして消費における選択肢の目標が先に来るべき。 ・行動目標⑤の主体として、地域住民、ユース、女性も含むこと、その参加が確保されることも明記すべき。	・御指摘の内容は行動目標ではなく個別の取組にあたるため原案通りといたします。 ・「環境教育を推進」には教員等の人材育成も含めております。行動目標としては簡潔な記載としておりますが、第2部の具体的施策4-1-1などにおいて人材の育成を盛り込んでおります。 ・行動目標①については、いただいた御意見も参考に施策を実施してまいります。なお、第1次産業教育については、施策4-4-5にあるように「環境と調和のとれた食料生産とその消費に配慮した食育の推進」を普及してまいります。 ・行動目標④については、消費と廃棄は密接に関わるものであることから、統合的な目標としています。 ・女性や若者の参画については、第2部の行動目標5-3に係る箇所に記載しています。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

基本戦略5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
72	【基本戦略5全般について】 ・世界経済は自然に深く依存し、自然に大きな影響を与えていること、経済・金融分野における自然関連リスクの顕在化は、政府、特に 国家の財務に有害な影響を与える可能性があること、また 自然関連リスクは避けられないものではなく、経済や金融セクターが自然に与える影響を変えることで軽減することができ、そこでは財務省が極めて重要な役割を担っていることなどが示されているが、それらを 生物多様性国家戦略に反映すべきである。また以下内容を行動計画に含めるべきである。 - 財務省（ならびに金融庁）による以下の取組を実施することが推奨される。 ・自然関連リスクに対する理解を深め、政府全体の認識を高める ・気候変動との統合の取り組みを踏まえ、自然関連の基準を戦略や意思決定に統合するための措置をとる ・自然関連リスク管理を関連省庁や規制当局、監督当局、中央銀行のカウンターパートと連携して行う - 財務省（ならびに金融庁）は、以下の政策手段を用いて自然関連リスクを管理しうる ・評価、測定基準、意思決定支援ツールの開発と適用（例：自然資本金計（NCA）の導入または支援、国内総生産（GDP）の代替案の開発、自然損失シナリオの開発など） ・持続可能な社会の実現に向けた経済政策改革の支援（例：有害な補助金に関する自然関連リスクの評価・啓発、有害な補助金の段階的廃止に関する提言、環境税・取引可能な許可証・生態系サービスへの支払いプログラムの導入による自然の価値の意思決定への統合の支援） ・自然に最も大きな圧力をかけている主要部門に、自然に関連するリスクと機会を統合する（例：自然に配慮した計画、統合的な ランドスケープ・シースケープ管理、自然に基づく 解決策 への投資） ・自然に対する資金導入（例：自然関連投資の特定、気候・自然金融分野の統合的な政策枠組みや戦略、政府・企業の自然関連情報開示、国の自然投資計画、地球公共財への投資、国債市場へのアクセス、財への投資、国債市場へのアクセス、ブレンドファイナンス、革新的金融手法、インキュベーターやアクセラレーター）	・いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 ・昆明・モントリオール生物多様性枠組ターゲット18については、状態目標5-2、行動目標5-4と主に対応しており、施策5-4-6に記載のとおり、生物多様性に有害・有益な奨励措置の特定や見直しについて対応していくこととしています。
73	【情報基盤の整備、利用者ニーズに応じた情報の提供の推進】 ・情報基盤の整備および提供には、拠点となる施設、例えば標本を収集、保管する自然史博物館、それら適切に管理する専門家の拡充が欠かせません。この点にも言及いただければと思います。 ・「環境アセスメント制度による事前アセスメント調査およびモニタリング調査については、保存・公開の制度を整える。」を追記していただきたい。	・拠点となる施設について、第2部において生物多様性センターにおける「5-2-19 生物標本・資料の収集及び維持管理体制の強化」を盛り込んでおります。また行動目標5-2において専門人材の育成やマルチステークホルダーによる連携等を掲げております。 ・環境アセスメント制度については、環境影響評価図書について、事業者の協力を得て、継続的公開に向けた取組を進めているところであり、御意見を踏まえ取組について追記いたしました。
74	【法制上、財政上又は税制上の措置等について】 ・①法制上、財政上又は税制上の措置について、「具体的には、本戦略に記載されている国主体の生物多様性保全の取組について、必要な法改正や予算確保等により実施していくとともに、民間資金の導入を促進する。」とあるが、保安林制度についても念頭においた記述がのぞましい。 ・自然共生サイト拡充のための法整備も含めた法制上の措置の検討を明記するべきである。 ・生物多様性保全に関する取組についての予算確保・財政的支援について各所で記載されている点について高く評価する。 ・生物多様性保全には予防原則に基づく取組が重要である。予算要求について、予防原則・科学的根拠に基づく適切な評価の下、予算が確保されることを関係省庁予算担当部局及び財務省に強く期待する。 ・P49・11行目について、「また、既存のさまざまな法制上、税制上の措置について、生物多様性保全上で負の影響を与えていないか検証し、制度内容を改善する。」を追記すべき。	・保安林については第2部において「2-1-6 治山対策の推進」「2-1-7 保安林の指定の計画的な推進」を盛り込んでおります。 ・必要な予算の確保に向けて、取組の必要性や科学的根拠を踏まえながら予算要求を行ってまいります。 ・負の影響については、行動目標5-4において、生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しを図ることを盛り込んでおります。
75	【空間利用に関わる地域計画・生物多様性地域戦略について】 ・生物多様性地域戦略の策定を妨げる要因として、専門的人材の不足が挙げられておりますので、人材育成に言及いただければと思います。 ・「特に、地域レベルでの NbS の考え方に基づく」にワンヘルスも加えて「特に、地域レベルでの NbS とワンヘルスの考え方に基づく」としていただきたい。	・御指摘の箇所の後半で、「～取組を担う人材や中間支援を行う人材等の育成や地域における活動支援を推進する」と記載しているところです。 ・ワンヘルスについてはNbSに関する基本戦略2の中に含まれています。
76	【国際連携について】 ・P50・13～18行目について、ボン条約との関係も整理して記述してほしい。 ・P50・18行目について、「連携する」のあとに「また、国を超えて移動する動物の保全に資するボン条約批准を急ぐ」を挿入していただきたい。	・ボン条約については御指摘の通り第2部5-5-25に詳しく記載していることから、重複を避けるため第1部には追記しないことといたします。 ・我が国は、本条約で捕獲が禁止される動物について、我が国とは意見を異にする部分があるため、本条約を批准していませんが、今後も継続的な情報の収集に努め、必要な場合には、本条約又は関連する協定・覚書への対応も検討してまいります。
77	【基本戦略5行動目標について】 ・地方自治体への専門家の派遣と各省庁に向けての勉強会の実施を目標設定していただきたいです。	・御指摘の点は行動目標ではなく個別施策における取組に該当いたします。地方自治体への専門家派遣については「5-3-2 生物多様性地域戦略策定の推進」の中で「技術的助言等の方策を講じる」としております。各省庁との勉強会について、関係省庁連絡会議において必要な情報共有等を図ってまいります。

第4章 本戦略を効果的に実施するための基盤・仕組み		
第1節 実施に向けた基本的考え方		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
78	【実施に向けた基本的考え方について】 ・「2 わかりやすさの重視」について、「さらにはその結果としての生物多様性保全等の効果（アウトカム）までの道筋をわかりやすいかたちで示し、」に「正負」を加え、「さらにはその結果としての生物多様性保全等の効果（アウトカム）までの道筋を正負ともにわかりやすいかたちで示し、」とすべき。 ・「3 地域性の尊重と地域の主体性」項もありますが、現在も今後も地方での大幅な人口減少と税収減が見込まれています。その中で、地域で「生物多様性」の理解度を引き上げ、2030年の中間年、2050年の最終年でのビジョン目標到達を目指すためには、国による支援が不可欠です。「ネイチャーポジティブ」が経済界を含む国内すべての基盤となるための費用と考えれば、国による支援は社会基盤整備になります。 ・「4 生態系のつながりを意識した取組」について、緑地帯を繋げることによる野生動物の都市部への進出、これに伴う人獣共通感染症の発生等、負の側面も明らかになってきています。後にあるワンヘルスも勘案し、繋げればよいというミスリードを生まないようにご留意ください。 ・「6 社会課題の統合的な解決への積極的活用とランドスケープアプローチ」について、ランドスケープ・シースケープアプローチの適用は、基本戦略5における活用だけでなく、より広く活用されるべきものである。具体的には、企業が生産拠点等での生物多様性への負の影響を改善しようとした場合の取り組みでも必要である。	・「2 わかりやすさの重視」の御指摘について、効果（アウトカム）には正負が含まれると考えられますので、追記はせず原案通りとさせていただきます。 ・「4 生態系のつながりを意識した取組」について、御意見を踏まえ、P29・28行目に下記を追記いたしました。 「他方、生態系がつながることによる負の側面についても十分留意し、鳥獣による農林水産業被害の防止や侵略的外来種の侵入・拡散の防止と防除の促進の観点も考慮する必要がある。」 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
79	【多様な主体の連携・協働の促進について】 ・多様な主体の連携・協働の促進に際して重要な役割を果たす教育関係者（教育委員会や学校関係者、社会教育施設職員等）について明記すべき。	・御意見を踏まえ「教育関係者」を追記しました。
第2節 進捗状況の評価及び点検		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
80	【進捗状況の評価及び点検について】 ・「国際枠組への対応」について、ラムサール条約の戦略計画および国別報告書の作成・提出も記述いただきたい。 ・「国際枠組への対応」について、生物多様性条約の今後の締約国会議に向け先送りされた決定への対応を明記するべきである ・「個別施策の実施状況の点検については、間隔は2年に1度を基本としつつ」としているが、2年に一度の点検を待つことなく、新たな状況変化や知見を踏まえ、柔軟に戦略の見直しを検討していくべきである。	・ラムサール条約に関連する記述については、個別施策5-5-21および5-5-22に記載しておりますので、原案のままいたします。 ・本戦略において、条約に係る交渉の仔細を記載するのは馴染まないものと考えています。御指摘の点については、本戦略を必要に応じ見直すという記載に含意されるものと考えています。 ・本戦略は必要に応じて見直しを行うこととしており、必ずしも2年に1度の点検に合わせるものではありません。
第4節 各主体に期待される役割と連携		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
81	【各主体に期待される役割と連携について】 ・国の役割について、国自らも、物品調達や施設の維持管理・整備等に当たって、生物多様性への負荷の軽減を十分に考慮するなど、環境に配慮した行動を率先して行う。」とあるところ、「国自らも、物品調達や施設の維持管理・整備等に当たって、生物多様性への負荷の軽減を十分に考慮するとともに、国の事業が生物多様性を著しく損なうことが明白な場合は、計画そのものの是非を検討するなどし、環境に配慮した行動を率先して行う。」と追記いただきたい。 ・地方公共団体の役割について、新たに市町村の取組に対する資金的支援が記載されているが、具体的に想定されている内容を示されたい。また、都道府県によって状況が異なることを考慮いただき、「人的・技術的支援等」とするなど、記載の見直しを検討されたい。また、生物多様性に関係する資格や高度な技能・知識を有する人材を生物多様性関係部署に積極的に配属させるなど、人材配置についても言及するべきではないか。 ・新たに生物多様性地域戦略を策定あるいは国家戦略に合わせて改定する自治体に対する予算的な支援を行うことを記述すべきである。また、地方自治体を回って、中身を説明して、国家戦略に沿う形で地方戦略をつくるように強く指導してください。そのような具体的な行動を戦略に盛り込むよう、こちら市民側も「期待したい」です。 ・「30by30目標」の達成に向けては、市区町村がそれぞれ自分たちの自治体内での30by30、2030年ネイチャーポジティブを目標として設定し、国及び都道府県は、市区町村のその目標達成に向けた支援を行うという体制をつくる必要がある。都道府県レベルでの目標の設定及び市町村間での連携した目標設定の促進にあたり、目標設定の基本的な考え方や手法について示されたい。 ・事業者の役割について、「農林水産業においては、生物多様性に配慮した持続的な生産活動を行っていくこと が求められる」とあるところ、「農林水産業においては、生物多様性に配慮し、生態系サービスの持続可能な提供の積極的拡大のために持続的な生産活動を行っていくこと が求められる」と修正すべき。 ・教育機関の役割について、学校等教育の有する行動変容を促す役割の明記、学校教員の研修と学校教員を支援する指導者等の書き分け、博物館以外の社会教育施設の明示を目的として、下記の下線部のとおり修正すべき。 <u>教育機関は、学校教育の場として、また社会教育の場として広く国民の知識習得や体験活動を増進させるとともに、行動変容を促す役割がある。また、教育活動を行うことに加え、行政、研究機関、地域住民を繋ぎ、様々な活動を推進する役割がある。</u> 基本戦略4の一人一人の行動変容について、教育機関は学校教育の場において、生物多様性や人と自然のつながりに関する関心の醸成や、知識の向上を図り、 <u>児童生徒の行動変容を促すことが期待される。</u> そのために、生物多様性に関する教員研修の充実や、学校教員を支援する指導者や担い手の育成が期待される。また、学校以外の場においても、博物館等の社会教育施設を通じた学習や体験、活動への参加の機会を提供することが期待される。さらに、こうした取組を地域において活動している主体と連携して取り組むことにより、 <u>生物多様性と密接に関連しながら醸成されてきた地域固有の文化の多様性の理解、伝統知・地域知の継承につなげることが期待される。</u>	・国の役割で御指摘いただいた内容は個別施策への言及であり、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 ・御指摘のように都道府県によって状況は異なることから、具体的な内容は記載せず「人的・技術的・資金的支援等」と幅広く記載しております。自治体に対しては、生物多様性地域戦略の策定や改定に当たっての技術的支援等を通じ、多様な主体が連携した取組を実施いただけるよう支援してまいります。 ・地域戦略については、第2部の施策「5-3-2 生物多様性地域戦略策定の推進」に基づき、地域の実情を踏まえつつ本戦略の目標達成に貢献する生物多様性地域戦略が多くの地方公共団体で策定されるよう、技術的助言等の方策を推進することとしております。地方自治体に対しては、2月に全国8箇所で開催した本戦略に関する地方説明会にも多数ご参加いただいたほか、今後も生物多様性自治体ネットワーク等を活用しながら情報共有を図るとともに、本戦略に即した地域戦略を設定する助けとなるよう「生物多様性地域戦略の手引き」の改定も進めてまいります。 ・「30by30目標」の達成について、地域により土地利用の形態は様々であり、生物多様性の態様も異なることから、全ての自治体に一律に30%の保全を求めることは適切ではなく、原案通りとさせていただきます。目標設定の基本的考え方等については「地域戦略策定の手引き」で示してまいります。 ・事業者の役割・教育機関の役割について、御意見を踏まえ修正いたしました。

第2部 行動計画		
第2部全般		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
82	【第2部全般について】 ・モニタリング結果を踏まえて第2部に示されている具体的な数値目標を適時に見直し、2030年目標の達成に向けた施策の充実・強化を図る必要がある。適切な進捗管理をお願いしたい。 ・目標がないか数値がない施策指標については具体的な目標を設定すべき、目標が設定されているものであっても、もっと高いレベルに引き上げるべき。 ・行動計画の施策は、随時検証と評価を行う体制を整備してほしい。 ・行動計画が分散しており、要素が何に対してなんのために行われるのかまとめてほしい。例えば、それぞれの大項目に関して、生態系のどの領域に貢献できるのかを整理すべき。	・目標や指標については、第1部第4章第3節に記載のとおり必要に応じ見直しを図ることとしています。 ・現時点で目標値は設定していないものの、進捗を把握する上でしっかりモニタリングしていく指標も記載しております。今後の点検・見直しのタイミングで、目標値を設定したもののについては更新してまいります。 ・第2部について2年に1回程度の間隔で点検を行うことを検討しております。第1部第4章第2節に記載されております。 ・第2部の施策は関連する行動目標ごとに分類した上で、対象エリア（森林、都市、海洋等）や規模（国際、国内）、属性等を踏まえて配列しておりますが、御指摘の点は今後の参考とさせていただきます。
第1章 生態系の健全性の回復		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
83	【行動目標1-1 陸域及び海域の30%を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化するについて（全般）】 ・全体的に、「30%」の前に「少なくとも」を挿入すべき。 ・国の制度等に基づき管理されているOECMとして該当する地域の検討スケジュールを示されたい。 ・30by30の効率的な進め方として、地方自治体レベルでGIS上で貴重な自然環境とそのネットワーク、さらにはリスクについて検討することが必要だと考える。保護区と自然再生サイトを合わせて、生態系別の目標をたてるべきである。 ・生物多様性にとって重要な地域である保護地域またはOECMでの効果的な保全や管理を充実させる行動計画が必要である。 ・OECMとして想定されている「国の制度等に基づく管理区域」について、具体的に森林・河川等のどのような地域を想定されているのか、「保護地域」との棲み分けも含めて示されたい。 ・保護地域拡大にあたり、IBA/KBAを選定の基準に考慮し、既存のIBA/KBAのうち、保護指定されていないエリアを優先的に保護地域に含めるべき。あわせて、鳥類以外を指標とするKBAの選定を進め、保護地域の選定やOECM認定基準として活用するべき。 ・保護区ごとに定めている希少種保護の指針を統一し、保全の効果を評価できるようにすべき。 ・OECMの設定について、田んぼ・水路・園庭なども候補としてほしい。	・御指摘を踏まえ「30%以上」に修正しました。 ・附属書の30by30ロードマップに工程表を示しております。 ・生物多様性の現状や保全上効果的な地域の可視化については国としても検討を進めてまいります。また、生態系ごとの保全についても、本戦略の点検等の際に検証していきたいと考えています。 ・30by30目標の達成に向けては、生物多様性地域戦略等において、各地域が主体的に生物多様性の保全上重要な地域の保全に関する計画を定めることが重要であり、生物多様性地域戦略の策定・改定等に係る地方公共団体への技術的支援等を通じ、計画的な保全や管理を推進していくこととしています。 ・保護地域やOECMを設定している際に、IBAやKBAといった情報を参考のひとつにすることは重要と考えておりますので、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 ・「国の制度等に基づく管理区域」については附属書の30by30ロードマップに記載しているとおりですが、今後関係省庁と連携しながら該当する可能性のある地域を検討してまいります。 ・御指摘いただいた例も含めて、様々な場所がOECMになりうると考えています。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
84	【行動目標1-1 陸域及び海域の30%を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化するについて（個別施策）】 ・「1-1-1 国立・国定公園の大規模拡張【重点】」について、予算規模を拡充し、既存の国立・国定公園の雇用の安定化を図り、実効的な管理と環境モニタリングを可能にすべし。 ・「1-1-3 国立・国定公園の管理強化」について、地域参加型管理強化には賛成だが、人口減などの背景を踏まえると雇用を前提に対応する必要があるし、そのうえで教育（誤った保全行為を行わない）も重要。 ・「1-1-3 国立・国定公園の管理強化」について、「地域の自然状況を熟知したNGOや民間事業者等を活用し、国立公園等の利用による希少野生生物への影響を把握すること。」「イヌワシの存続を図るため、必要に応じて時期を限定した利用調整地区の指定等、適切な措置を講じること。」「県立自然公園条例に利用調整地区条項のない都道府県については条例の改正を行うこと。」を位置づけていただきたい。 ・1-1-3 国立・国定公園の管理強化について、自然公園内等での野生動物との関わり方について、エコツーリズム推進と並行して、無秩序な給餌行為の禁止を促すなどより踏み込んだ内容をお願いしたい。 ・「1-1-3 国立・国定公園の管理強化」「地域参加型の管理強化」について、海域のオニヒトデ同様、希少種を捕食する種として陸域においてはマングースやイタチ、ノネコなど捕食性の外来種が生息するため、少なくとも捕食性外来種対策について記述すべき。 ・「1-1-3 国立・国定公園の管理強化」「山岳環境保全対策支援事業（山岳トイレ）」について、国立・国定公園では山岳地域のトイレに適用できるし尿処理回収システム構築を推進してほしい。 ・「1-1-4 既存保護地域の法令に基づく規制・管理等」の陸に関する保護区域の表のなかに、保安林を位置づけるべき。 ・「1-1-4 既存保護地域の法令に基づく規制・管理等」について、単に都道府県、漁業者団体等による各種指定区域であること、漁業権が設定されていることを以て管理された区域とは到底言えない。個々の実態を詳細に検討し、保護区の実態に合った運用をすべきである。 ・「1-1-5 生息地等保護区における希少種の保全」について、必要に応じて新規指定も検討すべき。 ・「1-1-6 世界自然遺産の保全管理の充実」について、世界自然遺産の保全管理の充実のためにはハードだけでなく、人員が必要。世界遺産センターについて、奄美大島の追記をよろしく願ひいたします。 ・「1-1-8 海洋基本計画に基づく生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組の推進」について、公海における重要海域を選定し海洋保護区に向けた国際協力、および沿岸も含めて海洋保護区の保全やモニタリング等を充実させていく必要がある。 ・「1-1-10 効率的な深海生態系モニタリング技術開発」について、目標値がほぼ現状値と変更ないがこれで目標は達成できるのか。またそもそも指標は適当なのか。 ・「1-1-13 自然共生サイト認定の推進【重点】」のなかに、森林認証制度について記載すべき。自然共生サイトの認定を促進するため、経済的なインセンティブを与えることを明示してはどうか。 ・「1-1-14 国の制度等に基づき管理されている地域のうちOECM 該当地域の整理【重点】」の中に、国有林について記載すべき。また、対象とする場所はどのような場所か。 ・「1-1-15 海域におけるOECMの設定に関する検討【重要】」について、海洋環境への影響の大きい洋上風力発電事業については、この海域を利用しないよう規制するべきである。 ・「1-1-16 海洋保護区及びOECM 設定の基盤となる生物多様性情報の整理」について、海洋保護区及びOECMの効果的な設定の基礎情報の収集・整理の際には、マリンIBAを考慮に入れるべき。既存の「生物多様性の観点から重要度の高い海域」をすべて保護区にする方向で検討すべき。 ・「1-1-17 生物多様性の重要性や保全効果の見える化」について、KBA（Key Biodiversity Areas）の選定、マップ化を進めるべき。事業者・関係省庁・地方自治体等への積極的な活用を要請・支援が行われることを強く期待する。	・1-1-3に関する御意見について、「利用者の増加にともなう野生生物の生息・生育環境に対する影響も増大することが予測されます。また、近年、国立公園等特別地域において利用者によるイヌワシの繁殖阻害事例が多発している」との状況は把握していないものの、利用者による影響等が報告されていることは承知しております。グリーンワーカー事業において、地域の人材を活用した野生動物のモニタリングなども実施しており、また、利用調整地区の指定については、地域の状況によって個別に判断する必要があることから、原案通りとさせていただきますが、引き続き関係者との連携による情報収集に努めることも、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、国立公園区域内における個別の課題については、まずは公園を管轄する地方環境事務所へご相談ください。 ・1-1-5に関する御意見について、必要に応じて指定を行うことは1-1-4において記載しています。 ・1-1-6に関する御意見について、御指摘の通り、2022年7月に奄美大島世界遺産センターがオープンしておりますが、世界自然遺産「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」においては、構成要素である全4島へ順次、世界遺産センター等の整備等の実施を予定しており、残る3島における整備が完了しておりません。他の遺産地域の記述と平仄を合わせるため、原案通りとさせていただきます。 ・1-1-8 に関する御意見について、海域のOECMの検討については、御指摘の重要海域等の情報も参考に検討を進めてまいります。 ・1-1-10に関する御意見について、本戦略においては、野心的な目標掲げる施策のみならず、現状の取組を着実に継続していくことが重要な施策も盛り込んでおり、可能な限り取り組み状況を把握する指標を設定しているところです。 ・1-1-13に関する御意見について、自然共生サイトの認定における森林認証制度の扱いについては今後も検討続けてまいります。自然共生サイトの認定促進のため経済的なインセンティブ等の検討については有識者と共に行っており、基本戦略5に「5-4-5OECM認定に係るインセンティブの検討」という項目を設けております。 ・1-1-14に関する御意見について、国有林、保安林の位置づけについては関係省庁と調整しながら検討してまいります。国の制度等に基づき管理されている森林、河川、港湾、都市の緑地も生態系ネットワークを確保し、生態系サービスを提供する場として重要であることから、関係省庁が連携し、OECMに該当する可能性のある地域を検討した上で、適切なものについてはOECMとして整理する方針です。 ・1-1-16に関する御意見について、保護地域の指定等に関しては、各関係法令の規定により利害関係者との調整結果等も踏まえ、検討がなされるものですので、一律に保護区とすることは現実的ではないものと考えます。 ・1-1-17に関する御意見について、見える化マップを各主体に活用していただけるようにしていきたいと考えています。環境省では、重要里地里山や重要湿地の選定等も実施してきており、そういった場所を含めて、生物多様性保全上重要な場所が地図上で確認できるような機能を搭載できるよう、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

85	【行動目標 1-2 土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の30%の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施するについて（全般）】 ・全体的に、「30%」の前に「少なくとも」を挿入すべき。 ・「生態系の質に関しては、森林生態系では天然林から人工林への転換、二次林の放置による種構成・種多様性の変化など、生物の生息・生育環境としての質の変化が生じている。」としているが、この記述の中に、人工林の高齢化による生態系サービス木材の供給の可能性が増加、次世代森林づくりのリスク可能性などについて記載すべき。 ・埋立地での干潟の再生や放棄された農地を湿地に戻すことなどを加えてほしい。 ・COP15で採択された「30by30」実現の為に国際水準の環境アセスメント制度をつくるべき。 ・河川の護岸工事を万全なものにしすぎた結果、河川ではなくただの用水路となり生物が持続的に住めない環境になっていると考えます。	・御指摘を踏まえ「30%以上」に修正しました。 ・干潟や耕作放棄地も含め、より広範な地域を対象に劣化地の再生を図ってまいります。 ・河川の整備について、第2部に掲げる「1-2-24 多自然川づくり」等の取組を通じて、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を推進することとしております。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
----	---	--

【行動目標 1-2 土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の30%の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施するについて（個別施策）】 ・「1-2-1 環境影響評価の推進」について、「生物の生息環境の減少を回避できなければ最小限にとどめる」のではなく「事業前の地域の生物の生息環境よりも、事業後の地域の生物の生息環境がよりよくなっていること」を目標にすべきであり、事業計画地外での環境価値向上（オフセットミティゲーション）も認めるべきである。アセスメント項目に事業実施による長期的なCO2排出について検証を必須にしていたきたい。日本では、環境省環総合環境政策局境界影響評価課から2014年に「環境影響評価における生物多様性オフセットの実施に向けて（案）」その後、2017年に「参考事例集」が出されたきり、取組が進んでいない。環境影響評価制度を適切に推進することに加え、必要に応じて見直しを行うことを明記すべき。 ・「1-2-5 森林生態系の保存及び復元、点在する希少な森林生態系の保護管理」について、森林生態系の保護管理のため、国有林と民有林が連携して取り組むための仕組みを検討することを明記すべき。 ・「1-2-6 多様な森林づくりの推進」について、「森林資源の利用や自然撓乱の頻度に応じた間伐、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化、伐採後の確実な再造林を実施する。」とあるが、「森林資源の利用や自然撓乱の頻度に応じた間伐、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化、伐採後の森林の適切な線引きと森林の確実な再造林を実施する。」と修正すべき。 ・「1-2-7 生物多様性に配慮した森林計画」について、現状では皆伐と低コストな造道によって、多量の土砂流出を招いている地域が各地にあり、土砂流出を低減するような施策を行うべき。 ・「1-2-7 生物多様性に配慮した森林計画」について、現行戦略145ページに書かれていた文章の「人工林」を「人工林並びに天然生二次林」に、「列状間伐等による抜き伐り」を「帯状又は群状の伐採ないし列状間伐等による抜き伐り等」に書き換える等の修正をした上で、追加していただきたいをお願いします。 ・「1-2-9 草地の整備・保全・利用の推進」について、民間企業による草原の維持管理に対する支援についても言及するべきではないか。また、その場合の実施主体については農水省以外の省庁も含まれるのではないか。「放牧地の整備」だけでなく、野焼き継続への支援や、除草の機械化・省力化支援なども必要と考える。 ・「1-2-10 農村環境における生態系ネットワークの保全」について、多面的機能交付金の実施組織に、外来種防除や草地の維持・創出など生物多様性に資する取り組みを義務付けてはどうか。指標に生態系ネットワークの保全のための農地のモザイク構造の再生、生息地の確保・再生のための活動への参加人数等を盛り込むべき。 ・「1-2-12 生態系保全に資する用水確保」について、配慮型の工法にインセンティブを与える予算措置の工夫を要望する。 ・「1-2-13 生態系に配慮した道路整備」について、日本各地の森にキャノピーブリッジを建設することを提案。温暖化適応の観点からも早急に街路樹の目的と効果を整理し、国・地方自治体において価値観・ルールの共有を図ってください。「動植物の重要な生息地、生育地を避けた道路設計とし、さらに動物の道路横断構造物や、」とすべき。 ・「1-2-14 道路整備における動植物の生息・生育環境の形成」について、「道路整備に当たって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、地域によっては、植栽の樹種や付帯設備などを工夫する（以下略）」とすべき。トンネル坑口を生物多様性の豊かな場所にすることを検討してほしい。 ・「1-2-15 自然環境に関する調査・データの集積と必要に応じた路線選定・構造形式の採用」について、P75・16行目は必要に応じてではなく、可能な限り取り組むとすべきである。 ・「1-2-16 盛土のり面等における自然と調和した再緑化」について、盛土のり面について緑化した後の維持管理費の確保と管理業者の選定に注力すべき。高速道路の「のり面」「切土面」を生物多様性保全の場、OECMの場として生物のコリドーの場として緑化すること。 ・「1-2-19 都市緑地の保全、都市公園の整備等」について、民有地の大きな樹木は住宅の小型分譲化によって急速に失われており、まさに森林の価値評価、生態系の価値評価を自治体ができていないことの表れではないでしょうか。都市の緑地については、エコロジカルネットワークを考慮した緑地造成の推進も大切。都市公園では外来生物の駆除を推進すべき。 ・「1-2-21 下水処理水及び雨水の再利用等による水循環系の構築」について、下水の集約化をできるだけ避けることが望ましい。 ・「1-2-23 河川を基軸とした広域的な生態系ネットワークの形成」について、ネットワークに農地や水路も考えるべき。実施省庁を【国交省】から【国交省、農水省、環境省】にすべき。 ・「1-2-23 河川を基軸とした広域的な生態系ネットワークの形成」「1-2-24 多自然川づくり」について、オランダの事例などを参考に、現状の三面コンクリ護岸が当たり前の状況を改善してください。既存の魚道の効果測定を行い、効果が一定水準に達していないものについては改修が必要と考える。 ・「1-2-26 河川流域における土地の利用等による生態系への負荷軽減」について、機能不全に陥っているダム等施設については撤去を含め検討すべき。近年、防災や海岸漂着物対策として河川のヨシ原や河畔林の伐採が行われており、ダムだけでなく、こうした土地の改変についても、生態系への負荷軽減への配慮に努めることが明記される必要があると考えられる。漂流に小水力発電施設が設置されるケースが増えているが、減水後の流量が生物の生息にとって十分かどうか事前に調査検討することなどを盛り込んだガイドラインの策定が必要と考える。 ・「1-2-27 水産生物の生活史に対応した水産環境整備」について、漁獲量の制限も含め、生物量管理のできている種数について目標数の設定をお願いします。またウナギなど重点種については明確な方針決定をお願いします。また、遺伝子組み換え魚類の養殖が今後一層増加すると思われるが、これらの管理手法の確立・徹底をお願いします。連続性を意識した河川や水路の整備には国交省との連携も重要だと考えられるので、国交省も実施主体に加えるべきではないか。現状と目標について、指標にも干潟を入れたいただき、自然エコトーンが保たれるような目標にしていいただきたいです。 ・「1-2-30 沿岸域の水質浄化対策の推進」「1-2-32 海底にたい積した有機汚泥の浚渫の推進」について、「自然と生物にやさしい」「創造」「創出」は、「予防的アプローチを取り入れ、順応管理をする」に改め、公共工事全般を生物多様性保全を科学的に立証できる事業にすべきである。 ・「1-2-33 劣化地の再生・回復に関する調査検討」について、30by30やOECMIに関する内容では、数値目標や企業・経済団体との協働の話題だけでなく、「再生」の具体的な内容や、数値目標が示すべきである。 ・「1-2-34 劣化した生態系の再生の強化」について、劣化した生態系の30%を再生するために、具体的な面積の再生目標の設定をすべきである。 ・「1-2-35 自然再生の推進」について、誤った科学的知識や常識による偏った自然保護活動を是正し、地域生物多様性の回復による生態系保全の考え方が広がるよう促すべき。	・1-2-11に関する御意見について、オフセットについては環境価値の取扱い等の課題もあり、その取扱いについては国内外の議論の動向を踏まえ検討してまいりたいと考えています。なお、環境影響評価法や条例の対象とならない小規模な事業について、事業者の自主アセスメントの推進に向けた取組を進めているところであり、御意見を踏まえ取組について追記しました。環境影響評価法においては、基本的事項において、温室効果ガスを環境影響評価の項目の一つとして定めております。また、事業者が開発を行う際に、マイナス面の環境影響を低減するだけでなく、開発事業をきっかけに生態系含む地域の課題解決に取り組んだ事例を、令和4年3月に「開発事業者と地域の連携事例集 ～開発事業をきっかけに取り組む SDGsの実現～」としてとりまとめ、事業者の自主的な取組を促しております。環境影響評価法の一部を改正する法律（平成23年法律第27号）附則第十条においては、「政府は、この法律の施行後十年を経過した場合（令和5年4月）において、この法律による改正後の環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」といった規定が置かれているところであり、施行状況の点検・見直しを行い、制度の在り方も含め検討する旨を本文に追記しました。 ・1-2-7に関する御意見について、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。伐採については森林計画制度や保安林制度に基づき適切な実施と伐採後の再造林の推進を図っているところです。さらに、集材路の設置に関する指針を作成・周知しているところであり、これらを通じて、立地条件に応じた適正な伐採や伐採後の更新を確保しているところです。 ・1-2-9について、民間の草原の維持管理に対する支援について、阿蘇の二次草原の維持・再生等に取り組んでまいります（地域が限定される取組のため戦略本文ではなく別途とりまとめ、ウェブサイトでの公表を想定しております）。なお実施省庁については、実質的な取組を行っている省庁（広い意味での「関係省庁」より対象を絞っております）を記載しておりますが、関係省庁で連携して取り組んでまいります。野焼きに対する支援について、地域が限定される取組のため戦略本文ではなく別途とりまとめを検討している個別施策（ウェブサイトでの公表を想定）において下記の施策がございます。 ○阿蘇の二次草原の維持・再生 阿蘇の草原は、「放牧」「採草」「野焼き」などの人の関わりによって、野草を主体とする草原環境が維持されてきた。草原の維持・再生を目的として、生業による草原維持の支援強化（牧野管理作業の軽減や支援ボランティアの拡充等）、公益機能保全のために多様な主体が関わる草原管理（生物多様性に配慮した営農への支援等）、普及啓発と科学的根拠に基づく後方支援基盤づくり等を進める。 ・1-2-10に関する御意見について、指標については、測定可能性等も考慮し設定しているものであり、施策の実施に当たっては生態系ネットワークの保全を十分考慮してまいります。 ・1-2-13に関する御意見について、道路の整備に際して、動植物の重要な生息地や生育地に影響を及ぼさないよう、環境影響評価等を適切に行うこととしていることから、原案通りとさせていただきます。 ・1-2-14、1-2-15について、地域により自然環境の状況は様々であり、配慮すべき内容が地域によって異なることから、原案通りとさせていただきます。 ・1-2-23の実施省庁について、御指摘を踏まえ、実施省庁を【国交省】から【国交省、農水省、環境省】としました。 ・1-2-23に関する御意見について、「湿地等の再生、魚道整備等による魚類の遡上・降下環境の改善等を推進」には、農業関係者も多様な主体に含まれており、御指摘の水田や水路も含まれております。 ・1-2-26の土地改変に関する御意見について、河川の整備について、第2部に掲げる「1-2-24 多自然川づくり」等の取組を通じて、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を推進することとしております。ダム事業の実施については、個々の河川や地域の特性を踏まえて総合的に判断しているところです。なお、事業実施にあたっては、事前の環境調査を行い、事業が環境に及ぼす影響について検討し、回避措置等の適切な環境保全措置を講じることとしています。河川区域における発電水利使用の河川維持流量は、発電ガイドラインにおいて、動植物の生息等への影響等を総合的に勘定して決定するとしています。 ・1-2-27に関する御意見について、実施省庁の記載にあたっては、広い意味での「関係省庁」より対象を絞り、施策に関する取組を実質的に行っている省庁のみを記載していますが、関係省庁で連携して取り組んでまいります。御指摘のとおり、干潟の維持・回復も重要と考えております。藻場と異なり、干潟は見た目で機能が維持されているか特定することが困難なことから、藻場と同様に面積を示すことが容易ではないと考えており、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 ・1-2-33に関する御意見について、30by30目標の達成に向けた生態系回復については、まずは劣化地のパターン等を把握した上で、適切な再生手法を検討し、取組を進めていくことが重要であると考えています。御指摘を踏まえ、個別の地域における再生の取組をいっそう進めてまいります。 ・1-2-34に関する御意見について、劣化した生態系の再生については、劣化した地域の定義等、引き続き検討が必要となる事項もございますので、国内外の議論の動向を踏まえ、目標設定についても検討を進めてまいります。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
--	---

87	【行動目標 1-3 汚染の削減（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理と環境容量を考慮した適正な水準とする）や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減（侵略的外来種の定着率を 50%削減等）に資する施策を実施するについて（外来種以外）】 ・「1-3-1 鉛製銃弾に起因する鉛中毒の防止〔重点〕」について、本条項を高く評価します。なお、鳥獣被害も深刻であることから、非鉛製銃弾への切り替えに伴う認定鳥獣捕獲者等の負担軽減にもご留意いただきたくお願いします。早急に鉛製銃弾の使用を禁止するべきではないでしょうか。「移行体制の構築を検討」には、購入費用の助成等の金銭的な支援も含まれるか。 ・「1-3-7 災害事故時の化学物質対策」について、原子力についても本項目の対象としていただきたい。廃温水や災害時の生態系への影響を評価し、原発に対する評価を行ってほしい。省庁連携とはそういうことではないのか。 ・「1-3-9 既登録農薬における生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定〔重点〕」について、環境問題のみならず、環境省の内部の環境を整える事も重要だと思う。基準の設定が甘ければ意味がない。 ・「1-3-10 農薬登録審査における生活環境動植物に対する慢性影響評価の導入〔重点〕」について、ネオニコチノイド系農薬の使用から年月が経過した現在、魚類・甲殻類よりも水棲植物の壊滅的な影響が見られている。環境負荷の大きな農薬の使用改善を求めます。 ・「1-3-12 農薬の適正使用の推進」「1-3-13 ゴルフ場における農薬の適正な使用の推進」について、不適切な使用を防ぐために、適切に使用されたかどうかをチェックする仕組みが必要ではないか。特に、近年その影響が危惧されてるネオニコチノイド系農薬は早急の対策が必要。有機農薬の推進を数値目標を挙げて掲げるべきである。農薬の適正使用とともに使用量を減らすことについても明記すべき。 ・「1-3-14 生態リスクが高いと考えられる農薬の河川水モニタリング」について、モニタリング項目には、ネオニコチノイド系殺虫剤の濃度のほか、近年一般でも使用が拡大しているグリホサート系除草剤の濃度と、それらに影響を受けやすいと考えられる低次生産者（動植物プランクトン個体数）を加えていただきたい。時期を決めた定期調査だけでなく実態に即した流入リスクを評価可能な手法で実施いただきたい。具体的なモニタリング場所として、茨城県稲敷市の新利根川ならびに八筋川を提案したい。 ・「1-3-16 環境保全型農薬の実施による水質改善」について、「環境保全型農薬の実施による水質改善」を「環境保全型農薬の実施による生物多様性の保全等」に修正すべき。「冬水田んぼ」「江」「水田ビオトープ」など、直接生物多様性保全に効果がある取り組みを全国取り組みに加える必要があると考える。環境保全型農薬取組面積の目標値を記載すべき。 ・「1-3-22 琵琶湖の保全及び再生」について、琵琶湖の保全には周辺農地、産地、水路、河川を含めたネットワークとしての保全が必要。法の目的に鑑み、琵琶湖の保全や再生を先駆事例として他の湖沼で保全再生を行なうことを検討すべき。 ・「1-3-24 水質総量削減等を通じた閉鎖性海域の水環境改善」「1-3-25 底層溶存酸素量に関する環境基準の類型指定」について早期に対策案の策定と実行をお願いしたい。企業側からの対策や実行、結果の共有も無い。これは企業側だけでなく、指示する行政に問題にも問題があると考えるが、忖度なく、対策と結果を形に表してほしい。 ・「1-3-28 海洋ごみ対策の推進等」について、見た目の綺麗さのみを意識するのではなく海岸生態系にかかる負荷の低減に配慮した撤去方法を指導していただきたい。国内においては、プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律案の付帯決議事項の対応に取り組むべき。また、プラスチック廃棄物の問題を包括する基本法の導入を検討すべき。 ・「1-3-30 環境に配慮した漁具等の開発」について、漁具の環境配慮設計と同時に、漁具マーキングや流出時の報告義務付けを制度化するべき。	・1-3-1に関する御意見について、全国における鉛暴露の実態把握を強化し、鉛中毒による鳥類への影響評価を行うとともに、鳥獣の保護管理を進めていく上で重要なステークホルダーである関係団体の意見を丁寧に伺いながら、鳥類のリスクに応じた対策を講じていくこととしています。環境省で実施している指定管理鳥獣捕獲等事業においては、銃弾の購入費についても支援の対象としていところす。狩猟等においては、銃弾の購入費用は、使用者が負担するべきものであり、非鉛弾を購入するための助成は、現在のところ予定していません。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 ・1-3-7に関する御意見について、当該項目は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく指定化学物質等取扱事業者の取組について記載した項目です。この法律において「化学物質」とは、「元素及び化合物（それぞれ放射性物質を除く。）をいう。」と規定されており、放射性物質は対象としておりません。 ・1-3-9に関する御意見について、既登録農薬の再評価においては、最新の科学的知見に基づき環境影響等の再評価を行い、必要に応じ生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定や改定を行うこととしています。また、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定に当たっては、水域の生活環境動植物については、農薬の成分物質の公共用水域における環境中予測濃度（水域PEC：水域の生活環境動植物被害の評価の観点から予測した濃度）が、陸域の生活環境動植物については、当該動植物被害の評価の観点から予測した農薬の成分物質のばく露量が、それぞれの基準に適合することを確認しています。 ・1-3-10に関する御意見について、行動目標1-3に基づく取組等を通じて、引き続き農薬の使用に伴う環境影響の防止を図ってまいります。 ・1-3-12 や1-3-13 に関する御意見について、有機農薬については、3-4-2において数値目標と共に掲載しており、化学農薬使用量（リスク換算）の低減については3-4-1に記載しています。引き続き、農薬の適切な評価により、生態系の保全を通じた国民の生活環境の保全に努めてまいります。 ・1-3-14に関する御意見について、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値は、農薬の使用によって水域の生活環境動植物に著しい被害を生ずるおそれがない濃度として設定しており、設定に当たっては当該農薬の成分物質の公共用水域における環境中予測濃度（水域PEC）が当該基準に適合することを確認しています。さらに、農薬の種類等にかかわらず、水域PECが基準値に近接している場合等、相対的に生態リスクが高いと考えられる場合には、リスク管理措置として、河川水中の農薬濃度のモニタリング調査を行い、必要に応じて農薬の使用法に係る指導の徹底等、必要な措置を講じることとしています。なお、調査時期については、調査対象農薬の使用実態を考慮し、公共用水域への飛散・流出が多くなると考えられる時期には頻度を高めて実施しています。引き続き、河川中への農薬の流出等について情報の収集に努め、科学的知見に基づく適切なリスク評価及び管理を行ってまいります。 ・1-3-12 や1-3-13について、有機農薬については、3-4-2において数値目標と共に掲載しており、使用量の低減については3-4-1に記載しています。 ・1-3-16について、該当の行動目標1-3は汚染の削減等を描いており、水質の改善を通じた生物多様性への影響削減も含まれることから原案通りとします。環境保全型農薬については様々な種類の取組がなされており、それらの目的や効果も様々であることから面積等の数値目標は示しておりません。 ・1-3-22に関する御意見について、当該法律は琵琶湖を対象とするもので、原案通りとさせていただきます。 ・1-3-24や1-3-25に関する御意見について、東京湾では、青潮の発生回数は長期的には減少傾向にあり近年は横ばいで推移していますが、広範囲で長期にわたる負酸素水塊が依然として発生していることから（令和3年3月中央環境審議会「第9次水質総量削減の在り方について（答申）」より）、1-3-24、1-3-25に基づき必要な取組を推進してまいります。企業の対策についていただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
----	---	---

88	【行動目標 1-3 汚染の削減（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理と環境容量を考慮した適正な水準とする）や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減（侵略的外来種の定着率を 50%削減等）に資する施策を実施するについて（外来種）】 ・行動目標 1-3 への「脆弱な島嶼生態系における侵略的外来種対策」の項目追加を提案する。 ・侵略的外来種の削減は種類や生息地域によっての差もあるので慎重に調査した上で個別に検討すべきだと思います。反対である。監視のための全国的な人材配置も含めた対策を明記すべきである。 ・外来生物法などの政策との整合性を保つためにも、外来生物の販売や農地・公園での播種を縮小すると同時に、休耕地、公園、法面などには在来植物の播種を推進していくことに言及していただきたいと思います。多くの草原性草本では地理的な遺伝構造がわかっておらず、これらの種の地理的遺伝構造と保全単位の解明を推進してほしいと思います。 ・「1-3-31 特定外来生物等の指定、外来種被害防止行動計画及び生態系被害防止外来種リストの見直し」について、販売、飼育、保管に対するライセンス制度をより進めながら、更なる他場所への移植、廃棄に対する罰金、懲罰が必要に応じて引き上げるべき。リストされた種に対する駆除管理技術の開発等、具体的な対応についても言及していただければと思う。一部の専門家だけで意見が偏って構成されることの無きよう見直しいただくことを希望します。定期的な見直しは行うべきであり、その際に、外来種被害、生態系被害について、きちんと調査すべき。イエネコやコイなど長年に渡って人間社会に馴染んでいる一方で水辺環境や離島等の生態系への大きな影響が認められる種についても何らかの枠組みでの指定を検討し、生態系被害の普及に繋げていくべきと考えます。 ・「1-3-32 特定外来生物の水際対策強化・初期防除強化【重点】」について、ヒアリやクモなどの毒性のある外来生物についての水際対策、初期防除強化、モニタリングに関しては人的被害を防ぐ為にも大いに賛成致します。また無毒でも有毒でも外来種の拡散については現行法を厳守であって良いと考えております。 ・「1-3-35 定着した特定外来生物の対応のための支援【重点】」について、定着した生物を駆除するための費用対効果が見込めているか。駆除を行う推定個体数の数値目標の盛り込み、及び生物多様性保全推進支援事業の枠・予算の増額などの目標の設置を検討すべきである。行う場合の監査の強化をお願いする。特定外来生物の多様性への影響を数値化した上で、全ての人が納得できるように対応をしていただきたい。あまりに害をもたらず生物は除いて共存する方法を模索すべき。 「1-3-35 定着した特定外来生物の対応のための支援【重点】」について、アメリカザリガニは特に、今も昔も子供たちの遊び相手であり学びの相手でもあります。特定外来生物に指定する場合の取り扱い方には十分な配慮や検討が必要であります。アライグマなどは、そもそもペットとして飼われていたもので人的被害の可能性もあるため駆除を行うべきだと考える。ニホンインガメだけでなく希少種のサンショウウオやカエルなど両生類、また農作物、家畜にも甚大な被害をもたらしている。小笠原のグリーンアノールなど含め、特に貴重な生態系における定着外来種対策についても言及いただきたい。 ・「1-3-36 農地や水路における外来種のまん延防止に資する技術開発」について、力を入れてほしい。 ・「1-3-39 河川における外来種被害防止の取組実施」について、河川等の外来植物は繁茂の規模が大きく、市町村や住民の活動だけでは手も足も出ない。河川管理者である国や都道府県が主体的に防除を進める必要があると考える。 ・「1-3-41 生物多様性確保上重要な地域における特定外来生物防除」について、マングースについて奄美大島とともに世界自然遺産に登録された、沖縄島北部についての追記についてご検討お願いいたします。（目標）についても、奄美大島にくわえ、「沖縄島北部」におけるマングース根絶確認について追記するとともに、「地方公共団体等と連携」して、「根絶状態を維持する手法を確立する」ことの追記について、ご検討お願いいたします。特定外来生物だけでなく、「その他の外来種」の防除事業を進めてほしい。 ・「1-3-45 公共事業における外来種等の使用回避・拡散防止」について、斜面緑化（法面緑化）の分野で多用されている「外国産在来緑化植物」の問題が明記され、公共事業において「地域性種苗の利用等の必要な配慮を行うとともに、外国産在来緑化植物の利用は行わないものとする。」という具体的施策に踏み込んだことは大きな前進だと思う。しかし、具体的施策に市場単価方式と生態系被害防止外来種リストの見直しまで言及されていないことを非常に残念に思う。地域性種苗の利用は、国内外で採取された野生種や外国産の同種が紛れ込まないための管理と、導入種苗の来歴（原産地・栽培歴等）を記録するシステムが必要である。 ・「1-3-45 公共事業における外来種等の使用回避・拡散防止」について、「適切な管理を推進。」のあとに『その際には「自然公園における法面緑化指針 解説編」等に基づくものとする』と追記いただきたい。「適切な管理を推進」するという書き方では弱いので、「適切な管理を確実に行う」などより強い表現にすべき。 ・「1-3-46 飼養動物の適正な管理」について、飼い主又は飼い主になる予定のものに対しての大幅な規制とアニマルボリスの設立を提案する。畜産業については、アニマルウェルフェアレベルを上げていただきたい。	・項目追加の御意見について、島嶼における外来種対策の重要性については認識しているところ、「1-3-41 生物多様性確保上重要な地域における特定外来生物防除」において「小笠原諸島や沖縄島等、生物多様性確保上重要な地域における特定外来生物の防除事業を進める。」旨記載しており、いただいた御意見の趣旨は記載しております。 ・特定外来生物は人体への被害や生態系への影響等を防止するため防除が必要とされるものとして、科学的な情報に基づく有識者の議論を経て指定されています。人の手により導入された特定外来生物により改変された生態系を回復させるのは我々人間の責任です。不要な防除を増やさないためにも、安易に外来種を放ししないことが必要ですので、ご理解をお願いします。本戦略でも記載させていただいているとおり、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021（JB03）」によれば、我が国の生物多様性は、過去50年間損失し続けており、その要因の一つとなっているのが外来種の侵入を含む第3の危機です。第3の危機を含めた生物多様性の損失に要因にアプローチし生物多様性の損失を停め反転させることを本戦略では目指しております。 ・播種における配慮に関する施策として「1-3-42 国立公園等における外来種対策」「1-3-45 公共事業における外来種等の使用回避・拡散防止」を盛り込んでいるところです。 ・1-3-31の御意見のうち、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 - なお、特定外来生物等の防除手法については、環境省ウェブサイトの「防除に関する手引き（防除マニュアル）」において掲載しております。最新の科学的知見を収集し、その結果を踏まえ、見直しを行ってまいります。イエネコ等については「1-3-46 飼養動物の適正な管理」において適切な個体管理の実施を掲げております。 ・1-3-35に関する御意見について、まずは当面の目標として指針の整備を掲げておりますが、指針等に基づく取組を実践していくにあたり新たな目標の設定が可能となった際には、戦略の点検・見直しの機会等を捉えて指標の追加等を検討してまいります。特定外来生物による生態系等被害を防止するために地方公共団体が行う事業を支援する交付金（特定外来生物防除等対策事業）では、効果的な防除を行う計画であることを要件の一つとしており、今後も適切に支援を行ってまいります。 ・アメリカザリガニ及びアカミミガメは令和5年6月1日より条件付特定外来生物に指定されることが決まっています。これにより野外への放出等が禁止されますが、通常の特定期外生物とは異なり、ペットとして飼うことは引き続き行うことができ、手続きも不要です。また、捕獲も行うことができます。この点を十分周知し、適切な取扱い方や飼い方について普及啓発に努めてまいります。引き続き、地方公共団体や関係機関と連携して防除等の取組を進めてまいります。 ・1-3-41について、いただいた御意見を踏まえて、「1-3-41 生物多様性確保上重要な地域における特定外来生物等防除」に修正いたしました。「小笠原諸島や沖縄島等、生物多様性確保上重要な地域における特定外来生物の防除事業を進める。」旨記載しており、いただいた御意見の趣旨は記載しております。 ・1-3-45に関する追記案について、当該指針については自然公園内における取扱いを記載したものであり、自然公園以外のあらゆる地域においては必ずしも同様の取組を要するものではありませんので原案通りとさせていただきます。 ・1-3-46に関する御意見について、アニマルボリスについては生物多様性保全との関係が不明瞭であることから、修文はいたしません。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。また畜産物については、これまで民間団体が作成・公表していた「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」等について、今後は農林水産省が新たに指針を作成・公表することとし、令和4年5月に指針案をパブリックコメントにかけ、現在、内容を精査しているところです。このように、政府としてアニマルウェルフェアの推進は重要な課題と考えていますので、当戦略案について御理解をお願いいたします。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
89	【【行動目標 1-3 汚染の削減（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理と環境容量を考慮した適正な水準とする）や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減（侵略的外来種の定着率を 50%削減等）に資する施策を実施するについて（オオクチバス等の内水面漁業被害防止、遊漁利用等について）】 ・前提として、水産業にどれほどの被害を及ぼしているかという調査はしているのか。 ・オオクチバス等について、しっかりと規制と罰則をすべき。 ・オオクチバス等の駆除に反対、共存を目指すべき。 ・オオクチバスの特定外来生物からの除外を希望する。 ・遊漁利用による経済効果やそれで生計を立てている人々のことを考慮すべき。 ・楽しみを奪わないでほしい。 ・根絶は不可能であり税金の無駄である。 ・在来種の減少は外来魚によるものに限らず、農薬や護岸工等による影響が大きい。 ・外来種の影響について科学的な評価や専門家の意見に基づいて取組を行うべき。 ・ライセンス制やルールの強化を取組を検討してはどうか。 ・ガイドラインの策定を行うべき。	・ブラックバスについては、専門家会合での議論を踏まえ、特定外来生物に指定し、これまで防除等の対策を進めてまいりました。防除を適切に行うことにより在来種が回復することが確認されており、引き続き、防除や密放流の撲滅等に取り組んでまいります。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

90	【行動目標1-5 希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進めるについて】 ・「1-5-1 レッドリストの作成と国内希少野生動植物種の指定」について、指定だけして実効的な保護政策が講じられていない種が多すぎる。絶滅危惧種1Aなどは採集を規制すべきではないか。自生地、生息地を即、保護区指定をする必要もあると考える。さらに、指定したことを関係自治体とその住民に周知、住民には自生地、生息場所を守ることを呼びかけてほしい。 ・「1-5-1 レッドリストの作成と国内希少野生動植物種の指定」について、レッドリストの見直しの際に、絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合を15パーセントにすることが目標とされているが、このことと、第193回国会閣法第33号附帯決議（2017年5月25日）にある、「種の保存法に基づく国内希少野生動植物種を2030年までに700種指定」という内容との整合性について、考えを示すべきである。 ・「1-5-2 保護増殖事業等による希少種の保全」について、保護増殖事業計画策定済みの種30%を目指すなど、順次増やすべき。保護増殖事業計画を策定する種数についても数値目標が必要と考える。現在保護増殖事業が行われているアマミノクロウサギについては、個体数の回復に伴って農業被害やロードキルが増加・問題化しています。個体数回復によりレッドリストのランクが下がり保護増殖事業が終了したあとも、特定希少鳥獣として引き続き管理するべきと思います。 ・「1-5-4 希少な野生動植物の適正な流通管理」について、オークションサイトでの転売禁止などについてより速やかな判断、罰則強化をお願いします。検察庁統計によると種の保存法違反は嫌疑不十分で不起訴になることが多く、違法取引を立証できる流通管理システムが必要である。より具体的に「トレーサビリティの確保」まで言及するべきである。 ・「1-5-4 希少な野生動植物の適正な流通管理」について、下記のとおり修文すべき。 ワシントン条約、外為法、種の保存法に基づく、希少野生動植物種の国際取引及び国内流通管理のために、適正な法運用を行うとともに、新たな規制を構築する。関係省庁及び関係機関が連携・協力して、違法行為の監視を徹底し、適切な取り締まりを行うなど、効果的かつ新しい管理方法の検討と実施を進める。 ・「1-5-5 身近な自然も含めた生物の生息・生育環境の保全」について、必ず配慮される状況を作り出し、孤立化している希少生物を含む生物資源が、再び面的に回復できるような筋道を用意することが当たり前の政策立案を要望する。減反政策の終了、及び水田地帯の将来的な湿地としてのままの利用の模索などを行うべきだと考える。 ・「1-5-6 普通種を含む身近な自然環境の保全〔重点〕」について、モニタリングサイト1000の調査報告書でも指摘されているように普通種とされていた生物でも個体数が減少傾向にある。そのような状況下で、重点施策として位置付けることを高く評価する。 ・「1-5-6 普通種を含む身近な自然環境の保全〔重点〕」について、「絶滅危惧の状態にないいわゆる普通種については、生態系を構成する基盤であり、多様な生態系サービスを発揮させるためにも重要であることから、現状を把握するとともに必要に応じて生息・生育・繁殖地の保全を含めた対策を図る。」の「現状を把握」のところを、「現状及び経年変化を把握」に変更すべき。 ・「1-5-8 光害対策ガイドラインの改定・普及」について、光害と同様に騒音害も様々な生物に悪影響を及ぼしています。都市化等、人間活動が引き起こした課題として並列に言及したほうがよいのではないかと。 ・「1-5-9 複合的な野生生物管理の推進〔重点〕」について、オランダやイギリスで取り組まれる再野生化実験などを参考に、積極的な実験、検証を期待します。	・1-5-1に関する御意見について、保護増殖事業計画は、国内希少野生動植物種を対象に、個体数の維持・回復のための幅広い取組の必要性や事業効果等を踏まえて策定しています。また国内希少野生動植物種の減少要因により、生息地等保護区の指定が種の保存にとって有効である場合には、1-1-4において記載しているとおり、適切に指定を検討することとしております。国内希少野生動植物種の減少要因により、生息地等保護区の指定が種の保存にとって有効である場合には、1-1-4において記載しているとおり、適切に指定を検討することとしております。また、生息地の保護については、関係機関への周知に努めます。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 ・1-5-1に関する数値目標の整合性に関する御意見について、平成29年の種の保存法改正時の附帯決議である2030年までに700種を指定することを目指すことを踏まえて国内希少野生動植物種の指定を進めており、引き続きこの考え方が変わるものではありません。その上で、絶滅危惧種の種数はレッドリストの見直し等により変動する可能性があり、種数目標を達成するというだけでなく、国内の絶滅危惧種の状況に合わせて、規制が効果的であるなど必要な種について適切に指定を行うことを明確にするため、現在の指標を設定しました。なお、令和6年度以降に公表予定の次期レッドリストにおける評価の見込みについては現在評価作業中であるため、詳細をお答えすることが困難です。 ・1-5-2に関する御意見について、保護増殖事業計画は、国内希少野生動植物種を対象に、個体数の維持・回復のための幅広い取組の必要性や事業効果等を踏まえて策定しています。アマミノクロウサギに関しては、夜間の安全運転や保護を呼びかけるキャンペーン等の普及啓発、夜間の道路の利用規制等、ロードキル対策の取組を進めています。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 ・1-5-4に関する御意見について、いただいた御意見については今後の施策の参考にさせていただきます。引き続き、関係省庁及びサイト事業者等との連携により、引き続き希少な野生動植物の適正な流通管理を図ってまいります。 ・1-5-4に関する修文の御意見について、ワシントン条約附属書I掲載種は原則として商業目的の国際取引が可能であり、取引に際しては原産国が掲載種の状況に応じた輸出割当量を設定する等により、種の保全と持続可能な利用の両立を目指していくことに活用されています。種として商業取引が可能であることが前提となっているため、種単位でリスト化し国内の取引を管理する方法にはなじみません。国際取引の禁止が必要な場合には、商業目的の国際取引が原則禁止である附属書I掲載とすることが適当であり、附属書I掲載種については引き続き、原則として種の保存法における国際希少野生動植物種として指定し、効果的な管理方法の検討と実施を進めてまいります。 ・1-5-5に関する御意見について、農業農村整備事業等において生態系のネットワーク保全のため、保全対象生物を設定し、その生活史・移動経路に配慮した基盤整備を行うなど引き続き環境との調和への配慮を行ってまいります。 ・1-5-6に関する修文の御意見について、御意見を踏まえ修正しました。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
----	--	--

91	【行動目標 1-6 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施するについて】 ・農業における栽培作物の多様性について言及し、在来品種をはじめ、多様性のある品種を保全、継承する活動を国・地方自治体を実施すること。さらに、民間が生物多様性に寄与する在来品種、伝統品種、地方品種などを保全・継承する活動を支援すること。有機種子についても、生産・流通・利用が容易にできるようにすること。 ・P94・4行目について、「遺伝子組換え生物については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）に基づき適切な措置を講じる。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法の規制の対象とならないものについては、その取扱いを定めた通知に基づき適切に対応する。」とあるが、現行のカルタヘナ法、ゲノム編集の扱いでは、人為的な操作で生態系の生物遺伝子に何らかの影響をもたらすものであり、この様な書き方では不十分。「遺伝子組換えゲノム編集は、法改正により、一切禁止する」に改めるべき。 ・P94・4行目について、「また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法の規制の対象とならないものについては、その取扱いを定めた通知に基づき適切に対応する。」とあるところ、「また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法の規制の対象とならないものについても、未知のリスクに配慮して、予防原則に基づき適切に対応する。」と修正すべき。 ・ゲノム編集生物に対してはカルタヘナ法における第二種使用等に準じるべき。 ・「1-6-1 生物の放出に係る対策のあり方の検討〔重点〕」について、小学校でのメダカ放流などによる遺伝的多様性への悪影響など問題を明確にし対応してください。飼育動物や他所で捕獲した動物を野外に放すことは禁止にすべき。ガイドラインの策定が必要と考える。 ・「1-6-2 遺伝子組換え技術等を利用して得られた生物による生物多様性への影響の防止」について、「当面の間、情報の収集をする。」とあるところ、「常に情報の収集をする。」と修正すべき。 ・「1-6-2 遺伝子組換え技術等を利用して得られた生物による生物多様性への影響の防止」について、カルタヘナ法第二種使用等に準ずる扱いとすべきである。 ・「1-6-3 希少種の遺伝的多様性の維持・確保」「1-6-5 絶滅危惧種の生殖細胞・種子保存」について、本戦略に生殖細胞活用の具体的施策を明記することは難しいかもしれませんが、生殖細胞活用の技術基盤構築に向けた研究開発は、環境研究総合推進費の事業などで先駆けて推進していただけると良いのではないかと。 ・「1-6-4 新宿御苑における植物多様性保全の推進」について、植物園の学術的価値を現在の生物多様性保護の重要性に照らして明確に定めそれを重要視するという方針を明確化していただきたい。 ・「1-6-5 絶滅危惧種の生殖細胞・種子保存」について、動物（主に哺乳類）については、公益社団法人日本動物園水族館協会（JAZA）が配偶子バンク事業を行っており、希少種を中心に配偶子の凍結保存を行っています。環境省とも協力して保護増殖事業にも携わっています。これについても記載していただけないか。また、植物に関する目標は「日本植物園協会が定める目標（現在検討中）に従い設定する」となっているので、特に脊椎動物については公益社団法人日本動物園水族館協会が検討する目標に従い設定するということに記載していただけないか。 ・「1-6-6 遺伝資源の収集・保全、利用」について、「農業分野に関わる国内外の遺伝資源について、探索収集から特性評価、保存、配布及び情報公開を実施する。」に文言を追加して「農業分野に関わる国内外の遺伝資源について、農業生物資源ジーンバンク事業において、探索収集から特性評価、保存、配布及び情報公開を実施する。」とすべき。 ・「1-6-6 遺伝資源の収集・保全、利用」について、野生動物を含むより幅広い生物種を対象とし、希少種保全にも配慮した記載内容に修正できないでしょうか。動物園や水族館等でもあらゆる生物から遺伝資源を取集して、希少種の保全（調査研究や将来的な個体の再生など）に活かそうとする取り組みも進められています。	・地域固有の食文化の保護・継承を通じた地域の活性化については、施策4-5-6に位置づけ、農業分野における遺伝資源の収集・保全は施策1-6-6に位置づけ、推進を図ってまいります。 ・ゲノム編集技術の取扱いを定めた通知は御指摘の趣旨を踏まえ作成したものであり、今後も必要に応じ取扱いの見直しを行ってまいります。遺伝子組換え生物により生物多様性に影響が生ずるか否かについては、1）野生動植物に影響を与えないか（競合における優位性）、2）野生動植物に対して有害な物質を生産しないか（有害物質の産生性）、3）在来の野生動植物と交雑して遺伝子が広がらないか（交雑性）等の観点から、最新の科学的知見に基づき、審査をしています。また、承認後において、万が一生物多様性に影響が生じた場合には、例えば、以下により対応することとしています。 ① 申請者が、あらかじめ承認申請時に作成していた緊急措置計画書に従い、生物多様性への影響を効果的に防止するための措置を講ずること。 ② 必要に応じ、主務大臣が、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者等に対し、当該第一種使用等を中止することその他の必要な措置を講ずべきことを命ずること。 ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法の規制の対象とならないものについても、通知に基づく情報収集を行い、遺伝子組換え生物と同様の観点から生物多様性への影響について、最新の科学的知見に基づき、検討しています。以上を踏まえ、原案通りとさせていただきます。 ・1-6-2 に関する修文の御意見について、当該情報収集は知見の集積等を目的としたもので、集積した知見などを踏まえ、必要に応じ収集する情報や取扱いを見直すこととしているため、原案通りとさせていただきます。 ・1-6-3、1-6-5 に関する御意見について、生殖細胞の保存は、生息域外保全に生かすための技術開発も併行して取り組むことが大切です。現在、環境研究総合推進費で、複数の国内希少野生動植物種を対象に生殖細胞の保存と繁殖への活用に向けた研究も進められています。 ・1-6-4 に関する御意見について、「4-1-3 博物館の機能強化の推進」において「動植物園、水族館、自然系博物館等の博物館が、身の回りの自然や生物環境について楽しみの中で学習する機会を提供し、生物多様性の保全や、持続的な人と自然との関係性を考えるための教育実践の場として機能するよう、活動の充実を図る。」と掲げております。 ・1-6-5 に関する修文の御意見について、1-6-5 の「動物については、関係機関や研究者等と連携し、」については、生殖細胞保存に取り組む機関を明示する書き方に修正いたします。また、指標「保護増殖事業対象種のうち生殖細胞等の保存がされている動物の種又は地域個体群の数」については、保護増殖事業対象種の保全状況も踏まえ、具体的な目標値「10種・個体群（2030年）」としていますので、目標達成に向けてご協力いただけますと幸いです。なお、指標「日本産絶滅危惧植物種のうち自生地情報を持つ種の保存数」の目標値については、パブリックコメント開始時点で公益社団法人日本植物園協会と調整中であったことから、「生物多様性条約COP15を踏まえ日本植物園協会が定める目標（現在検討中）に従い設定する」としていましたが、パブリックコメント期間中に目標値が決定したことから、「日本産絶滅危惧植物種の600種について自生地情報を持つ種子・胞子を保存」に修正します。 ・1-6-6に関する修文の御意見について、いただいた御意見に基づき修正いたしました。 ・1-6-6は農業分野、製薬分野における遺伝資源保全の取組に関する施策を示しております。より幅広い種を対象とし希少種保全にも配慮した取組として「1-6-3 希少種の遺伝的多様性の維持・確保」を盛り込んでおり、言及いただいた動物園・水族館等との連携についても触れているところです。
----	---	--

第2章 自然を活用した社会課題の解決		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
92	【行動目標2-1 生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進するについて】 ・「2-1-3 Eco-DRRの推進〔重点〕」について、Eco-DRRは複数の戦略に位置付けられることで、事業等につながる可能性も高くなりますので、数値目標としてこれらに複数に位置付ける等のほうが実効的かと思います。グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録してなくても実質的な取組を進めている自治体は存在すると考えられます。この数値目標は国内における評価として不適切ではないでしょうか。 ・「2-1-6 治山対策の推進」については本国家戦略が目指す生物多様性の保全・再生と相反する内容なので削除を求めます。 ・「2-1-7 保安林の指定の計画的な推進」の記述の中に「魚つき保安林など、公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進する」「保健保安林」「風致保安林」を加えるべき。 ・「2-1-8 農業・農村の強靱化の推進」について、ため池の廃止にあたっては事前に環境調査を実施し、希少動植物が確認された場合はため池の存続も含めて保全策を検討する必要があると考える。災害に対応した排水施設やため池、流域治水の取組に当たっては、「生物多様性に十分に配慮しながら推進する」と明記することが必要である。	・2-1-3 に関する御意見について、第1部第4章第2節4（関係計画等との協調）に「生物多様性国家戦略は生物多様性基本法第12条第1項で環境基本計画を基本として策定することとされており、環境基本計画に記載の内容との整合を図る必要がある。具体的には、次期環境基本計画の策定の際に、本戦略に記載した事項を踏まえた記載を取り入れるほか、本戦略の見直しの際には次期環境基本計画の内容を踏まえた検討を行う。」としており、今後も関係する他計画と連携して効果的に取組を推進してまいります。本指標はグリーンインフラの取組状況を把握するうえで問題ないものと考えておりますが、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 ・2-1-6に関する御意見について、我が国においては、人口の増加や宅地化の進行等により、本来の海岸砂丘林や湖沼群が失われた状態であることは御指摘のとおりですが、津波等による被害軽減等が求められる中、その全てを原生の状態に復元することは現実的ではないほか、現在残されている二次的な自然環境を背景に特有の風土が形成されている地域もありますので、現状が全て否定されるものではないと考えます。その上で、海岸防災林等は防災機能のほか、動植物の生息地としての機能も有し、自然の機能を活用した社会課題の解決につながるものと考えますので原案通りとします。 ・2-1-7に関する御意見について、魚つき保安林など、と記載していることから記載は原文のままといいたしますが、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 ・2-1-8に関する御意見について、農業農村整備事業等において生態系のネットワーク保全のため、保全対象生物を設定し、その生活史・移動経路に配慮した基盤整備を行うなど引き続き環境との調和への配慮を行ってまいります。
93	【行動目標2-2 森里川海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進するについて】 ・「2-2-1 環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」について、都市のなかで資源が循環するモデルを確立の上、都心、政令指定都市、など、街にあった循環モデルを実現する数を300などではなく各政令都市に1000を超える「近所」とよべる範囲に存在することで、生きいきと人々が存在することを認知され、参画の人数が増えると思われます。コミュニティガーデンという形が1つの理想で入れていただきたいです。 ・「2-2-7 長距離自然歩道(ロングトレイル)の推進」について、奄美トレイルのようなものの整備、利活用の推進についても言及してほしい。 ・「2-2-8ユネスコエコパークの取組の推進〔重点〕」について、ユネスコエコパークの 30by30 への貢献の可能性について記述すべきである。 ・「2-2-18 里地里山の未来拠点形成の推進」について、支援の後に「及び地域住民が自らおこなう里山里地の維持、持続的利用に関する教育・啓発活動」を追記いただきたい。 ・「2-2-20 農山漁村の活性化に向けた多岐にわたる生物多様性保全の取組」について、「農業の多面的機能高めめる農業・農法を実施する農業者を支援する。」「多面的機能高めめる農業・農法（アグロエコロジーの技法）を実施する小規模な有機農業者などへの支援を拡充する。」などを追記していただきたい。モザイク状の多様な環境をくらし（場合によっては生業としての農業）を通じて保全する地域住民に、十分な資金サポートを行わなければ余計なコストをかけて維持することはできない。 ・「2-2-22 水産業・漁村の多面的機能の発揮への取組の支援」について、水産物を増やすにはまず、場の回復が必要。 ・「2-2-23 かわかまづくり等の魅力ある水辺空間の創出」について、親水空間整備を目的として、生物にとって重要なエコトーンの破壊が続いている。このような本末転倒な事態を避けるように文言を変更すべき。千葉県香取市の水の郷さわらのBasser Allstar Classic のような取り組みこそが「水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取り組み」と言えるのではないのでしょうか。 ・「2-2-25 生物多様性にも貢献する歴史的風土の保存」について、これまで、歴史的な街並み等を保存する地域であっても、水辺や水路については多くの場合配慮の対象外となってきた。旧来の石垣等を保全することや、場合によっては表層のコンクリートを撤去し、景観にも、生物にも配慮された水辺環境に戻していくことを前提とする政策方向とすべき。	・2-2-1に関する御意見について、本戦略においては、地域循環共生圏づくりに実際に取り組む地域数を2030年までに300地域に増やすことを目標値として設定していますが、この目標値は中間的なものであり、より早く、多くの地域に広げていけるよう、地域循環共生圏づくりに取り組む地域の応援に取り組んでまいりたいと思います。 ・2-2-8に関する御意見について、ユネスコエコパークについては、担保措置として法令に基づく保護地域にも指定されており、それらに係る30by30への貢献については基本戦略1の中で記載しています。また、御指摘を踏まえ、基本戦略1（4）にユネスコエコパークについて追記いたします。 ・2-2-18に関する御意見について、当該事業においては、教育・啓発活動についても支援の対象としています。 ・2-2-22に関する御意見について、御指摘のとおり、場の回復が重要と考えております。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 ・2-2-23に関する御意見について、下記のとおり修正しました。 人と水『や生物』とのふれあいの場として重要である水辺について、安全に水辺に近づける親水護岸の整備等を行い、水辺に親しむ空間や、水や生物にふれられる環境教育の場として活用する。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
94	【行動目標2-3 気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進めるについて】 ・P108・23～26行目について、温室効果ガス吸収量内訳の記載があるが、森林吸収源と都市緑化については具体的施策の記載があるものの、農地土壌炭素吸収源については施策の記載がない。行動目標3や4でみどりの食料システム戦略について触れている箇所もあることから、農地土壌炭素吸収源に関する施策や目標についても明記されるべきと考える。 ・「2-3-2 森林吸収源対策」について、「人工林において「伐って、使って、植える」循環利用の確立を図り、木材利用を拡大しつつ、」とあるが、「持続可能な木材利用を拡大しつつ」とすべき。 ・「2-3-4 都市緑化等による吸収源対策等の推進」について、吸収源対策は、都会の公園や空き地活用でも炭素貯留を増やす事もできると考えます。その吸収源の効果の数値化することで、個人、グループ、団体が、自分ごととしてその成果を誇り積み重ねることができると考えます。吸収源については、生ごみ堆肥の有効性が大いにあると考えています。 ・「2-3-6 下水道バイオマス等の利用推進」について、生ごみや食品廃棄物は貴重な都会の栄養資源であり、資源をほぼ等価で土に戻せる肥料としての活用の優先度も同様に推進の掲載をお願いしたいです。バイオマスの利活用する道筋が開かれるなら、現在自家処理された生ごみ由来堆肥についても、活用の道筋（法制化）してください。ぜひ家庭で作られたコンポストを廃棄物のカテゴリから外してください。 ・「2-3-8 自然環境が有する多様な機能を活用した流域治水の推進〔重点〕」について、治水施設には生物多様性保全に配慮した構造等を義務付ける必要があると考える。実施省庁を【国交省】から【国交省、農水省、環境省】にすべき。	・みどりの食料システム戦略については、行動目標3-4において記載しており、同戦略に基づき地球温暖化防止等に資する営農活動の支援を行うこととしています。 ・2-3-2に関する御意見について、「伐って、使って、植える」循環利用の確立の中に、木材利用の観点も含まれています。 ・2-3-4に関する御意見については、記載したとおり、吸収量の算定方法等の整備を行っていくこととしています。 ・2-3-6に関する御意見について、肥料化についても記載し、その促進を図ることとしています。 ・2-3-8に関する御意見について、御指摘踏まえ、実施省庁に【国交省、農水省、環境省】と記載しました。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

95	【行動目標2-4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進するについて】 ・行動目標の説明文の最後に、「将来的には、本来的なNbSではない太陽光発電や風力発電に頼らない方針に転換が必要である」ことを明記してほしい。このパートは、経済産業省が大いに関係するので、担当部局として【経済産業省】も記載して、両省で責任をもって実行することを望む。 ・「気候変動は生物多様性の損失をもたらす主要な要因の一つであり、気温上昇による生息地の縮小や劣化、気候変動に脆弱な種の衰退などを引き起こしていることから、生物多様性保全の観点からも再生可能エネルギーの導入などの気候変動対策を推進する必要がある。」という認識が間違いない。過去の地球の歴史を遡れば、今騒いでいるような数℃の気温上昇（下降）は些細なもので、氷河期やもっと気温の高い時代を経て現在に至っているものであり、人間ごときの行動で、地球全体の温度をコントロールしようとする自体が、自然の力・メカニズムを理解していない証拠。 ・「2-4-1 地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業の促進【重点】」について、全国の複数自治体で促進区域の設定が進められているが、促進区域の設定が地域の生物多様性の維持に影響を与えないことがないか評価を行い、その結果をもとに省令で定める促進区域に含めない地域の基準の見直しを行うべきである。 ・「2-4-2 再生可能エネルギー導入における環境影響評価の推進」について、環境影響評価制度を適切に推進することに加え、制度を評価し見直しを含めて検討を行なうことを明記する必要がある。 ・「2-4-3 再生エネルギー発電設備の立地選択における生物多様性配慮の主流化」について、2021年にコンサベーションインターナショナル等の科学者が作成した「回復不可能な炭素」の分布図や「生物多様性」の高さを示した地図の活用も求める。「見える化に必要となるデータの収集並びに提供を行なう。」旨を記載すべき。 ・「2-4-4 風力発電施設のバードストライク対策」について、高く評価します。また、バードストライクの発生しない構造の国産風力発電機の普及又は開発に民間事業者と連携して取り組んでいただきたい。次期生物多様性国家戦略、または関連する文書から容易に既存のガイドラインを探せると、事業者が取り組みやすいのではないかと思います。 ・「2-4-4 風力発電施設のバードストライク対策」について、「（前略）知見を集約し、累積的影響の把握を含むより効果的なバードストライク対策を明らかにしていく。」と修正すべき。 ・「2-4-4 風力発電施設のバードストライク対策」について、国内希少野生動植物種のうち特に鳥類については、その営巣地から一定距離（距離は種により違う）をバッファゾーンとし、風車等の建設を禁止すべき。	・気候変動対策として現状では太陽光発電等の活用が必要であることも踏まえ、2030年目標としては行動目標2-4に基づき気候変動対策と生物多様性保全のトレードオフの回避を進めてまいります。担当省庁は個別の施策ごとに記載しており、行動目標自体は全ての省庁に関わる全体目標です。その中でも関連施策を登録している省庁は特に重要な役割をになっていることから、連携して取組を進めてまいります。 ・本戦略にも記載させていただいておりますとおり、IPBES 地球規模評価報告書において、気候変動は過去 50 年間の地球全体の自然の変化の3番目に大きい直接的要因であることが指摘され、2022年2月に公表された IPCC 第6次評価報告書第2作業部会報告書においては、人為起源の気候変動が自然と人間に広範囲にわたる悪影響を及ぼしており、一部の生態系は適応の限界に達していると評価されるなど、気候変動自体が生物多様性に対する大きな影響とリスクをもたらすと認識されております。その中で、気候変動の緩和・適応策に生態系の保護・保全・再生が果たす役割の重要性が指摘されており、双方を考慮した対策を推進することが重要と考えております。 ・2-4-2に関する御意見について、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成23年法律第27号）附則第十条においては、「政府は、この法律の施行後十年を経過した場合（令和5年4月）において、この法律による改正後の環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」といった規定が置かれているところであり、施行状況の点検・見直しを行い、制度の在り方も含め検討する旨を本文（1-2-1）に追記しました。 ・2-4-3に関する御意見について、見える化の具体的な手法については今後検討していくため、原案通りとしますが、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 ・2-4-4に関する御意見について、御意見ありがとうございます。本国家戦略では基本的な考え方及び目標を整理するものであるため原案のとおりとします。 ・2-4-4に関する修文の御意見について、御意見を踏まえ、文言を追加します。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
96	【行動目標2-5 野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化するについて】 ・ジビエとしての鳥獣肉の利用が増える一方、畜産動物での食肉検査に該当する検査は為されておらず、また加熱不十分な状態で提供事例等もあり、その安全管理制度の構築強化が必要と考える。 ・野生鳥獣との軋轢として、農林業被害や生活環境への被害が挙げられているが、車を含む交通機関との接触（ロードキル）も問題となる。 ・ロードキルの実態把握と対策が必要ではないだろうか。 ・「2-5-3 カワウの被害による内水面漁業被害の軽減」について、単にカワウを捕獲等するだけでなく、劣化した環境を回復させ、同時に水辺のざわめきと人々のふれあいを増やしていくような政策転換が必要。 ・「2-5-3 カワウの被害による内水面漁業被害の軽減」について、捕獲及び防除等を中心とした対策の効果測定と評価、さらにカワウ個体群の持続性分析を含めたカワウ個体群に与える影響の逐次把握も行う必要があるので、明記すべき。 ・「2-5-9 鳥獣の捕獲等の適正化」について、わなによる錯誤捕獲だけでなく、違法な狩猟全般について情報を収集し、その対策を講じる旨を記載すべきである。環境省が、警察庁や各県の司法警察員と連携し、違法な狩猟を取り締まることを明記すべきである。狩猟者の識別能力やマナーの向上を目的とした普及啓発も行う必要があるので、その旨を明記すべき。 ・「2-5-11 地域資源としての捕獲鳥獣の利活用に向けた取組」について、利活用が進まないことが捕獲の障壁とならないよう、環境省として関係機関に対し適切な指導をお願いしたい。 ・「2-5-14 野生鳥獣に関する感染症への対応」について、ワンヘルス・アプローチの観点も踏まえた、高病原性鳥インフルエンザへの対応として、野鳥への餌付け（小規模、大規模問わず）について、厳しく規制を行うべき。高病原性鳥インフルエンザ流行時の狩猟のあり方について検討する旨を記載すべきである。集団で越冬する大型鳥類の越冬地の分散を目指す旨を、同箇所か新たに別に項目を立てて記載し、政策化すべきである。 ・「2-5-14 野生鳥獣に関する感染症への対応」「2-5-15 愛玩動物に関する感染症への対応」について、野生動物の飼育の実態について調査し、その要件を厳しく制限することを記載すべきである。 ・「2-5-15 愛玩動物に関する感染症への対応」について、ワンヘルスの概念に基づくため、野生動物・人・愛玩動物のみならず畜産動物も含めて考える必要がある。飼主主への周知の際には、現行制度（狂犬病ワクチンの接種、飼育猫の完全屋内飼育など）の説明も加えるなど、有効性のある対応が必要と考える。	・「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」に基づき、十分に加熱することなどの衛生管理の徹底を飲食店等をはじめ広く周知を行っているところです。また、ジビエであるか否かにかかわらず、食肉については中心部まで十分に加熱するよう、「食肉の加熱条件に関するQ&A」等を作成して周知しているところです。引き続き、「ガイドライン」の活用や「食肉の加熱条件に関するQ&A」等の周知に努めてまいります。 ・交通事故等の発生については、生活環境への被害に含まれるものとしています。 ・2-5-3に関する御意見について、2-5-8に記載のとおりカワウは第二種特定鳥獣管理計画に基づき科学的・計画的な保護管理を行っていくこととしています。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 ・2-5-9に関する御意見について、狩猟者の法令遵守や取締りなど、狩猟の適正化については、鳥獣保護管理法に基づく「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下、「鳥獣保護管理事業基本指針」と言う。）に記載しているところであり、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。狩猟等の取締りについては、鳥獣保護管理事業基本指針に記載しているところであり、いただいた御意見を踏まえ、今後も警察庁や都道府県と連携しながら、狩猟の適正化に努めます。 ・2-5-11に関する御意見について、「生息環境管理、個体数管理、被害防除等の対策への支援と併せて、～」と記載しており、また個体数管理について2-5-1~2-5-9で具体的な施策を盛り込んでいるとおり、個体数管理を総合的に推進してまいります。 ・2-5-14 に関する御意見について、鳥獣への安易な餌付けの防止については、鳥獣保護管理事業基本指針に記載しているところであり、引き続きウェブサイトやパンフレットにより普及啓発の取組を進めていきます。各都道府県において適切に周知が図られるよう、今後も助言を行ってまいります。国内希少野生動植物に対する給餌については、絶滅の危険性や生息地の過密化の状況を踏まえ、必要に応じ給餌量の見直しを行っているところです。 ・2-5-14、2-5-15 に関する御意見について、鳥獣保護管理事業基本指針において、鳥獣の違法な捕獲や鳥類の違法な飼養の取締りを重点的に行うよう配慮することとしており、関係行政機関と連携しながら取組を推進していきます。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

第3章 ネイチャーポジティブ経済の実現		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
97	【行動目標3-1 企業による生物多様性・自然資本への影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進するについて】 ・現・国家戦略に企業等に関する取組に関する関連指標として位置付けられている「国内における、SGEC、FSCの森林認証面積、MEL ジャパン、MSC、JHEPの認証取得数」を、基本戦略3ネイチャーポジティブ経済の実現の「状態目標2」に関する指標又は「行動目標3-1」に関する指標として引き続き位置付けていただきたい。 ・気候変動分野で形成されてきた排出量報告のような制度を設け、確定申告のように毎年生物多様性への悪影響を空間的に開示させ、それに応じた税の支払、自然共生サイトへの金銭的補助など（国営の生物多様性バンキング）を実施することを検討していただきたい。 ・本行動目標においては 日本の天然資源の海外依存度等を参考にしながら3、特に生態系に負の影響を与えているセクターを日本国内において精査し、「企業活動を通じて」負から正への転換に資するより具体的な目標と指標、さらに施策が必要となるのではないかな。 ・現在の「森林リスク 産品」（サバンナや泥炭地、湿地などの生態系で生産される産品を含む）の調達や水産物の調達には、取組の改善が必要となっており、基本戦略3、並びに相当する行動計画を追記すべきである。 ・現在基本戦略3には主に国内対策に関わるところが記載されているものの、国際的な 漁業管理に関わる施策、さらに企業におけるトレーサビリティ・システムの検討がされていない。 ・「トレーサビリティ」の課題については、例えば日本国内では「オーガニック・コットン」の表記に関しての規制が存在せず、消費者が正しい選択を行う前提も整えられていない等、取引規制以前のルール・規制作りにも未だ課題があると言わざるを得ず、消費者目線で検討が行われている基本戦略4 行動目標4だけでなく、基本戦略3における位置づけ明確にすべきではないか。 ・重要な水課題である世界の淡水生態系・生物多様性保全のためには、水負荷の高い産品の生産の持続可能性を高める取り組みも同様に重要で、国際的なリーダーシップを発揮することが望まれる。 ・「3-1-4 情報開示、定量評価及び定量目標設定の支援」について、「生物多様性の配慮を経営に取り込んでいる企業の数または割合」に関し、例示されているTNFDやSBTs for Natureに賛同している企業数だけでは、2019年度の現状値が「75%」にならないと理解しており、この「生物多様性の配慮を経営に取り込んでいる企業の数または割合」の算定に関する基準や事例を明確に記載いただきたい。 ・「3-1-5 生物多様性・自然資本に関する情報開示、グリーンファイナンスの促進」について、グリーンファイナンスの促進に関する目標が設定されていない。さらなるグリーンファイナンスの促進に向けた課題解決の進捗を示す、定性的な目標も含めた具体的な目標設定を検討いただきたい。	・目標・関連指標に関していただいた御意見は、国家戦略の閣議決定と同時にお示しする予定の指標検討の参考とさせていただきます。なお、来年度、ビジネスに特化した「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定予定です。 ・3-1-4 に関する御意見について、表の欄外に、注釈で「「生物多様性に関するアンケート-自然の恵みと事業活動の関係調査-」結果2019年度版から」と記載いたします。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
98	【行動目標3-2 生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進めるについて】 ・「3-2-1 ネイチャーポジティブに係るビジネス分野の取組支援【重点】」「3-2-2 優良事例の情報発信」について、ネイチャーポジティブに係るビジネス分野の取組促進に当たっては、海外企業の好事例を参照しつつ、気候変動対応や循環型経済等、関連するサステナビリティ課題の解決にも相乗的な効果が期待できる取組を進めることが望ましい。	・御意見ありがとうございます。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
99	【行動目標3-3 遺伝資源の利用に伴う ABS を実施するについて】 ・ABSについて制度改定の必要性は無いと記述されているが、ABSについては国内の状況について実態調査を行い、実態に即したかたちで制度を改定すべきである。 ・「3-3-2 遺伝資源の収集・保全、利用（ABS関係）」について、名古屋議定書も追記し、『「食料及び農業のための植物遺伝資源条約（ITPGR）」の「多国間の制度」及び名古屋議定書に基づいて』と修正していただきたい。「農業における生物多様性を維持するため伝統的な農文化や食文化を守るため、農畜遺伝的多様性産物の在来種、固定種、伝統種、原種の栽培や育成を奨励し、支援する。」と追記いただきたい。	・ABSの制度改定について、ABS指針のフォローアップにおいて、提供国措置の整備の要否の観点を含め、ABS指針施行以降、遺伝資源の取得の機会及び利益の配分に関する社会的情勢の変化に伴い、新たな課題は生じているか、また当該課題は、名古屋議定書の国内措置として対応すべき事項かという観点で検討を行い、現時点で制度改正により対応すべき事項は見当たらないと整理されたことを受けた記載としています。なお、今後も状況把握やレビューを行い、必要に応じて制度改正の要否について検討していきます。 ・3-3-2に関する御意見について、名古屋議定書については「3-3-1名古屋議定書の国内措置（ABS指針）の推進」にまとめているところです。農業における生物多様性の維持について、当該施策はABSの実施に係る事項を記載したものであるため、原案通りとさせていただきます。

100	【行動目標3-4 みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量（リスク換算）の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させるについて】 ・生物多様性保全やみどりの食料システム戦略に関する各種施策の実施に当たっては科学的なファクトに基づいて進めるよう要望します。 ・流通も含めたSCMの記述が一切ない点については、いれていただきたいです。 ・自然農法にとりくんでいる農業従事者もいるので技術指導をお願いしてはどうか。肥料を作る際の技術に、空気中の窒素を固定する方法があると効いた事があるが、この生産方式を取り止めたり、禁止してはどうか。 ・農林水産業へ従事する若手人材の確保に係る記述が弱いのではないのでしょうか。 ・環境保全型の農林水産業を拡大させるには、食料・農業・農村基本法における環境の位置づけを見直す必要がある。 ・P123・24行目の、「認識する必要がある」の主語が、国民なのか、農林水産業に携わる人なのか、明示されると読みやすいと思いました。 ・「3-4-1 みどりの食料システム戦略【重点】」について、農水省生物多様性戦略を追記し「みどりの食料システム戦略と農水省生物多様性戦略【重点】」としていただきたい。 ・環境に配慮した農法の推進について、3-4-1で化学肥料の使用量目標値は明記されているが、3-4-2、3-4-3では「有機農業の取り組み面積」の再掲となっており、具体的な指標がない。一般廃棄物（家庭ごみ）として排出される食品廃棄物については、具体的な資源回収の方策が日本は大きく遅れていると感じている。 ・「3-4-2 有機農業の推進」に「農業生物多様性を育むために、有機農業に取り組む小規模農家・家族農業を支援する。」と追記いただきたい。『物流に使われる化石燃料の削減、また小規模な有機農業者の販路を確保し、有機農産物の地産地消を進めるため、ファーマーズマーケット、「有機朝市」や「産消提携」、CSAなどへの取り組みを支援する。』と追記いただきたい。 ・「3-4-3 環境に配慮した農法の推進」について、化学肥料の低減における優先順位としてネオニコチノイド系農薬使用の制限を早急に求めたい。 ・「3-4-3環境に配慮した農法の推進」について、「生物多様性保全等に効果の高い営農活動（有機農業、冬期湛水管理など）」を「生物多様性保全等に効果の高い営農活動（有機農業、冬期湛水管理、江の設置など）」とすべき。 ・「3-4-3環境に配慮した農法の推進」について、「環境に配慮した農法の推進」の指標として「生物多様性保全に効果の高い営農活動を行っている農用地面積」を加えてほしい。 ・「3-4-4 持続可能な営農を通じた田園地域や里地里山の環境整備の推進」について、「中山間地における有機農業は水源の涵養、国土の保全、自然環境の保護、生物多様性の維持などの多面的機能を備えているのみならず、農村社会の振興に欠くことのできないものであることから、環境保全型農業の直接支払いを拡充し、既存の農業者の有機農業への転換、新規就農者を増加させ、耕作放棄地をなくし、持続性の高い魅力的な農村社会の形成を支援する。」と修正していただきたい。 ・「3-4-11 適切な生産活動を通じた木材の需要拡大への取組」について、「適切な生産活動を通じた持続可能な木材の需要拡大への取組」とすべき。 ・「3-4-14 脆弱な生態系の保護と持続的な漁業の共存【重点】」「3-4-15 水産資源調査・評価の充実・精度向上」について、適切な管理措置とは何かが不明ですが、漁獲量低下の大きな原因の一つには乱獲がある。調査の結果を待たずとも予防原則に基づく迅速な漁獲禁止措置が取れるようにしておくことは、将来の水産資源の維持に大きく貢献できる筈ですので、その点も明記しておくべき。 ・「3-4-15 水産資源調査・評価の充実・精度向上」「3-4-16 MSYベースの水産資源評価に基づくTAC管理の推進」について、資源評価にたいして設定する漁獲枠が大きすぎる。 ・「3-4-18 水産資源管理における資源管理協定への移行」について、水産資源を守り、増大させるためには、場の回復が必要。 ・「3-4-16 MSY ベースの水産資源評価に基づく TAC 管理の推進」「3-4-17 水産資源管理における IQ 管理の導入」「3-4-19 水産資源管理のルールの遵守」について、2030年を達成年とした目標として、さらなる対象魚種及び漁業の拡大を目標に設定すべきである。 ・「3-4-20 国際水産資源の持続的利用」について「また、ゲノム編集魚類など新しいバイオテクノロジーによって開発された魚類の養殖等については、予防原則に則り、生態系への影響がないように最大限の配慮を行う。」と追記いただきたい。 ・「3-4-23 さけ・ます増殖事業の推進」について、さけますについてはいかにして自然産卵を回復させ、環境収容力を増やしていくか、という内容にすべきで、人工種苗はあくまで補佐的な役割にとどめるべき。人工種苗放流技術の高度化、という文があるが、放流は種内・種間競争の激化を促すことで、放流対象種の自然繁殖を抑制し、さらに他種を排除する作用を持つため、長期的に魚類群集全体の種数や密度を低下させること、持続可能な魚類の資源管理や生物多様性保全に対する放流の効果は限定的であり、生息環境の復元などの別の抜本的対策が求められることが示されましたが、そのことを踏まえるべき。 ・「3-4-23 さけ・ます増殖事業の推進」について、『人工種苗放流技術の高度化を図るとともに、「施設の適切な管理運営を通して、」河川及びその周辺の生態系や生物多様性に与える影響を軽減したさけ・ます増殖事業を推進」すべき。 ・「3-4-24 環境・生態系と調和した栽培漁業の推進」について、「ゲノム編集魚類など新しいバイオテクノロジーによって開発された魚類の養殖等については、予防原則に則り、生態系への影響がないように最大限の配慮をする。」を追記してほしい。 ・「3-4-26 漁業における混獲の削減」について、ワクチンや薬剤の使用は明らかに自然環境・生物多様性への悪影響をもたらすもの故、使用は一切禁止すべき。漁業以外の混獲についても削減を目指す施策を行うべきである。	・いただいた御意見については、行動目標3-4)において持続可能な環境保全方の農林水産業を拡大させることを目標として掲げているとともに、施策4-4-4)において、有機農産物等の需要喚起に向け、流通も含めた事業者との連携を図っていく旨を記載しているところ です。 ・若手人材の育成は持続可能な農林水産業にとって重要であり、行動目標2-2や3-4)においても、有機農業に従事する人材の育成や、林業や漁業における新規就業者の確保・育成に係る施策を盛り込んでいるところ です。 ・P123・24行目について、御意見を踏まえ主語を記載しました。 ・3-4-1)に関する御意見について、生物多様性国家戦略には、農林水産省生物多様性戦略で推進することとしている取組の全てを反映しているところです。その中で、当該箇所では、農林水産省生物多様性戦略においても記載しているみどりの食料システム戦略について記載していることから、原案通りとさせていただきます。 ・3-4-2)に関する御意見について、有機農業は、技術の習得や流通・販路の確保など、個々の農家では難しい課題も多いことから、地域ぐるみで有機農業を拡大する取組を支援しております。小規模家族経営も含め、規模の大小を問わず様々な主体に対して支援していく方針であり、原案通りとさせていただきます。 ・3-4-2、3-4-3)について、当該施策は有機農業の推進について記載したものであり、廃棄物の利用についての指標を設けることは馴染まないと考えます。 ・3-4-2)に関する御意見について、農業における生物多様性の保全に関しては、事業者の規模を問わず取組を進めることが重要と考えますので、原案通りとさせていただきます。当該施策は有機農業の推進に直接的につながるものを記載しておりますので、原案通りとさせていただきます。 ・3-4-3)に関する御意見について、農業の登録にあたっては、関係法令に基づく科学的な審査を行い、安全性を確認した上で、定められた使用方法での使用を認めています。この定められた使用方法に従って農業を使用する限り、安全性に問題が生じることはないと考えております。その上で、3-4-1)で記載のとおり、みどりの食料システム戦略において化学農薬使用量（リスク換算）の低減が掲げられているところであり、取組を推進してまいります。また、例の追加につきましては、当該箇所には活動の例として一般に想起しやすいものを記載しているところです。江の設置についても効果は高いものと考えていますが、冬期湛水管理と比して取り組まれている地域が限定的であるため、他の取組との並びも考慮し、「など」を含むものとしています。 ・3-4-11)に関する御意見について、「適切な生産活動」の中に、持続可能な森林経営の観点も含まれていると考えております。 ・3-4-20)に関する御意見について、ゲノム編集魚類等については、ゲノム編集生物の取扱いを定めた通知に基づき、生物多様性への影響に係る知見の集積と状況の把握を図るため、情報収集を行っているところです。いただいた御意見については今後の施策の参考にさせていただきます。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
-----	--	---

第4章 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
101	【行動目標 4-1 学校等における生物多様性に関する環境教育を推進するについて】 ・メディアや事業者に対する行動変容の働き掛けの項目が必要。 ・従前の「環境教育」と差別化するために「環境教育」を「生物多様性に関する環境教育」にすべき。 ・複数の省庁が連携をとりながら実施することとなると思われる本戦略のなかに教育への具体的な方針を盛り込むのが良いと考えます。生物多様性に関する授業は必須科目とし、その重要性・単近性を教えることが重要。 ・地域の生態系に関する情報やノウハウを蓄積している自然保護団体等の活動を支えるミティゲーションバンキングなどのシステムを実施できるような法制度を整備すべき。 ・保育園や幼稚園等を通じて、すべての子どもが自然を体感し学べる機会を創出するために、保育士等の教育や自然観察指導員との連携を推進すべきである。 ・P131・4～5行目について、「その基礎となるのが、学校等における環境教育の推進と、それを支える人材の育成である」とあるところ、「その基礎となるのが、学校等における生物多様性に関する環境教育の推進と、それを支える人材の育成である」と修正すべき。 ・P131・14～18行目について、「このような環境教育を更に推進するため、指導者や専門知識を有する人材の育成を目的とした教職員や企業・団体の職員向け研修・セミナーの実施、環境教育のための人材認定等事業の登録などに加え、環境教育等に役立つ情報の発信、セミナーやイベント等を通じた普及啓発を進める。さらに ESD 活動支援センターを起点とした ESD 推進ネットワークも活用し、家庭や地域など学校以外での教育を担う民間団体の取組を促進する。」とあるところ、「このような生物多様性に関する環境教育を更に推進するため、指導者や専門知識を有する人材の育成を目的とした教職員や企業・団体の職員向け研修・セミナーの実施、環境教育のための人材認定等事業の登録などに加え、環境教育等に役立つ情報の発信、セミナーやイベント等を通じた普及啓発を進める。さらにESD活動支援センターを起点とした ESD 推進ネットワークも活用し、家庭や地域など学校以外での教育を担う民間団体の取組を促進する。」と修正すべき。 ・「4-1-1 環境教育の推進」について、下記のとおり修正すべき。 学校で生物多様性に関する環境教育を実践・推進する教員の研修、教科教育や総合的な学習の時間を活用した学習プログラムや学習教材の開発、優良事例の収集・公表、児童生徒による発表機会の提供等を行う。また、学校を支援するようなリーダー人材の育成とその活動を継続できるような資金支援、自然体験活動等を提供する「体験の機会の場」の認定、民間事業者が行う人材認定等事業の登録・公示、環境保全に関する専門的な知識等を有する環境カウンセラーの登録、環境教育の推進に関する情報の整備・発信等により、地域、学校、家庭等における環境教育を普及し、持続可能な社会づくりの基盤形成を行う。 ・「4-1-1 環境教育の推進」について、環境省による研修だけでなく、文科省による教員研修のうち、里山研修等生物多様性に関する事項を扱った研修があれば追記されたい。また、2030年目標に照らしてどれだけのニーズがあるかを検討し、適時の見直し・施策強化を図られたい。環境教育の対象を企業人、行政対象者も含めること。教育コンテンツそのものが身近に考えられる”形”を有識者の方々でも検討していただきたい。 ・「4-1-1 環境教育の推進」について、人材育成に関する進捗を測る「指標」として「環境教育等促進法に基づく「人材認定等事業の登録数」、「認定／育成者数」」を加えていただきたい。 ・「4-1-2 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進」の2ボツ目について、下記のとおり修正すべき。 ユネスコ未来共創プラットフォーム事業におけるユネスコスクールの取組の活性化や、SDGs 達成の担い手育成（ESD）推進事業におけるカリキュラム等の開発・実践や教師教育の推進等を通じて、「第2期 ESD 国内実施計画」に基づきユネスコエコパークやユネスコ世界ジオパーク、OECMの活用や様々なステークホルダーと連携しながら、生物多様性に関する環境教育を含めた、学校教育、社会教育を通じた国内における ESD の推進を行うことにより、個人の変容、社会の変革に向けた取組を推進する。 ・「4-1-2 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進」について、ユネスコエコパークやユネスコ世界ジオパークに加え、OECMの活用も盛り込んでいただきたい。2030年目標に照らしてどれだけのニーズがあるかを検討し、適時の見直し・施策強化を図られたい。 ・「4-1-3 博物館の機能強化の推進」について、「博物館等の社会教育施設の機能強化の推進」と修正すべき。 ・「4-1-3 博物館の機能強化の推進」について、アウトリーチの専門スタッフの新たな雇用や、非正規職員の問題など、安定雇用のための雇用環境改善が必要。人員配置に係る支援についても記載すべきではないか。 ・「4-1-5 河川における環境教育の推進」について、川を活かした体験活動や環境学習におきましては、川の水の中だけにとどまらず、周囲の湿地や茅場、河道、河畔林、そして一見、現在の川とは無関係にも思える段丘崖までを含めて、大きな括りで川を理解できるような教育のカリキュラムを作り上げていただけるよう願っています。 ・「4-1-8 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進」について、「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進」の進捗を測る「指標」として「学校・園庭ビオトープを導入した学校・園の数」掲げていただきたい。	御意見に対する考え方 ・メディアや事業者への行動変容の働きかけについては、4-3-3「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト等による行動変容に関する取組が、メディアや事業者に対する行動変容の働きかけも含む内容となっております。 ・本戦略における環境教育は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第2条に定義される環境教育を指すものです。生物多様性は幅広い社会課題と関係しており、御指摘の用語を挿入した場合、意味合いを狭めることとなりますので、原案通りとさせていただきます。「行動目標 4-1 学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する」や「行動目標 4-2 日常的に自然とふれあう機会を提供」に掲げた施策等を通じて、子ども達の生物多様性への理解や関心の醸成を支援していく考えです。 ・P131・4～5行目、14～18行目について、御意見を踏まえ追記しました。 ・4-1-1に関する修文の御意見について、記載している施策については学校及び地域に共通する施策であるため、原案通りとします。 ・4-1-1に関する学校教育の支援策に関する御意見について、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。自治体の研修制度については生物多様性地域戦略への記載推進等を検討してまいるとともに、施策や指標について、定期的に点検・見直しを行って予定です。 ・4-1-1の指標の追加に関する御意見について、御意見を踏まえ、「人材認定等事業登録制度の登録事業数」を指標に追加いたします。 ・4-1-2 に関する御意見について、当該箇所については、第2期ESD国内実施計画に基づく記載としてするため、原案通りとさせていただきます。 ・4-1-3に関する御意見について、御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「博物館等の機能強化の推進」 ・4-1-8について、戦略の状態目標・行動目標ごとの進捗を測る指標として、自然共生サイトに認定された学校・園庭ビオトープ数を設定することを検討してまいります。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

102	【行動目標 4-2 日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や人と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させるについて】 ・国内で保護する魚を飼育するビオトープの作成、保護対象魚を捕獲する際、共に捕獲したブラックバスの外来魚を遊漁利用することなどを提案する。 ・「4-2-1 自然とのふれあいの機会の提供」について、自然体験活動を指導するための人材の育成を図るとともに、そのような人材が生計を立てられるような支援策を推進してほしい。P134・16行目に「国立公園等や自然観察の森、湿地センター、野生鳥獣保護センター等における自然体験活動を推進」すると追記すべき。 ・「4-2-2 森林における体験・ふれあいの場の提供」について、『国有林野においては、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、森林スポーツ等に適した国有林野を「レクリエーションの森」として設定している。』とあるところ、『国有林野においては、劣化した林の管理の改善を図りつつ、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、森林スポーツ等に適した国有林野を「レクリエーションの森」として設定している。』と修正すべき。 ・「4-2-4 国立公園等における保護と利用のための施設整備」について、目標が前年比101%であるならば、敢えて具体的な数値目標を示すことは避けた方がよい。 ・「4-2-8 都市農業の推進、農泊支援、情報発信等を通じた都市と農山漁村の交流・定住の促進」について、多様なステークホルダーで運営されるコミュニティガーデンの設置を推進する施策が必要と考える。 ・「4-2-10 港湾における自然・社会教育活動の場の整備」「4-2-11 港湾緑地整備の推進」について、内容に具体性が欠ける。どうやって多様な生物の生息空間を守り、自然教育を推進するのか。それを示すべき。 ・「4-2-11 港湾緑地整備の推進」について、港湾緑地の確保も難しいならば企業の敷地を定期的に開放していただけるよう働きかけを進めていってほしい。 ・「4-2-15 人と動物の共生する社会の実現」について、「飼養動物の飼育などの経験」が、どのように「野生動物を含む人と動物の適切な関係」につながるのか明確になってない。特に自然体験を通じての野生動物と人との距離の体得が必要である。 ・「4-2-15 人と動物の共生する社会の実現」について、下記のとおり修正すべき。 適正な家庭動物飼育の経験などを通して、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に位置づけられる動物を愛護する気持ちや、人と動物の共生に係る理解が醸成される。一方で、家畜化されていない野生由来の動物の飼養については、動物の本能、習性及び生理・生態に即した適正な飼養の確保が一般的に困難なことから、限定的であるべきであり、野生由来動物の飼育の抑制が必要である。これにより、野生動物を含む人と動物の適切な関係に係る考え方や態度の変革を促し、生物多様性の保全に寄与する。	・4-2-1に関する御意見について、自然体験活動を含む環境教育の人材育成は行動目標4-1で触れているところです。また、当該施策は国立公園に限定されるものではなく、国立公園以外の区域における自然体験活動の推進も含まれていることから、原案の通りとさせていただきます。国立公園等における自然体験活動の推進が、地域の人材・体制の強化につながるものと考えています。 ・4-2-2に関する御意見について、御指摘のように劣化した森林を改善していくことは重要ですが、レクリエーションの森の説明には当たらないことから原案通りといたします。 ・4-2-4に関する御意見について、本戦略では野心的な目標に限らず、現状の水準を着実に維持していくことに意義のある施策についてもできるだけ指標を設定し、進捗を管理していく方針です。 ・4-2-15に関する御意見について、「現行案では、2つの文章の間に因果関係がなく、動物の飼育から野生動物との適切な関係が学べるというのは論理が飛躍している。」につきましては、飼養動物の飼育やふれあいなどの経験を通じ、人と動物の共生に係る理解が醸成されるきっかけのひとつとなると考えております。御意見をふまえ、修文いたします。 - なお、御指摘の「動物の飼育は直接に生物多様性の破壊につながっている。」につきましては、必ずしもすべての飼養が生物多様性の破壊につながっているとは考えられないことから、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
103	【行動目標 4-3 国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すについて】 ・消費者が製品を選ぶ際に生物多様性との関係が目に見えるような製品表示を促してほしい。 ・国民に行動変容を促す必要性は勿論だが、その国民の保全要求に応える国の責任や、そのために必要な法制度の整備が明記されていないのは、片手落ちに見える。 ・「4-3-2 行動科学等の知見を活用した行動変容の促進〔重点〕」の指標は、「生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合」ではなく、「生物多様性の保全に向けた行動に取り組む人」の割合とすべき。4-3-1では同じ項目（生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合）が2022年度で90%以上、4-3-2では2020年度で83.7%になっているが、数値が違うことに意図はあるのか疑問に感じた。 ・「4-3-2 行動科学等の知見を活用した行動変容の促進〔重点〕」について、社会全体として、生物多様性こそが人間社会の基盤であり、持続可能性を担保するものであるという考え方が主流化するような強力な方策をお願いしたい。 ・「4-3-5 森林・林業が果たす役割等の普及啓発の促進」について、「企業・NPO等のネットワーク化、緑化行事の開催を通じた普及啓発活動の促進、森林環境教育や木育の推進、林業体験学習等の促進等を推進する。」という記述は冒頭に「森林認証システムなどによる」を加筆すべき。	・行動変容を促す国の役割については、P43,44基本戦略4において、国の役割は記載されております。この国の役割に基づいて、法制度の整備も含めて、必要な措置を行っていくこととしています。 ・4-3-2の指標に関する御意見について、御指摘を踏まえ、指標として「生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合」に「生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合」を追加します。また、4-3-2の表の数値と4-3-1の表の数値については、整合するよう修正いたします。 ・御指摘のとおり森林認証は大切なツールですが、4-3-5に掲げる取組は森林認証システムによるものに限らないことから原案通りといたします。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
104	【行動目標 4-4 食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示するについて】 ・「4-4-1 食品ロス削減」について、SDGsの指標12.3では、「小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ」とある。これを基準に考えた場合、家庭系食品ロス量の目標値は小さすぎるのではないか。一人当たりの食ロス排出量は世界的にもトップクラスで多いことから、もっと高い目標であるべきと考える。 ・「4-4-2 プラスチック資源循環の推進」について、ワンウェイプラスチック排出抑制の目標値25%（累計）について、基準年と目標数値を明確にすべき。「●年の年間実績●万トン」を基準として、2030年までに●%（年間●万トン）以上を削減」というように、リデュース目標を示すべき。 ・「4-4-4 有機農業を含む環境保全型農業に対する消費者の理解と関心、信頼の確保」について、国産有機食品の需要喚起のため、どのような対策が取れるか検討することを記載すべき。あわせて、慣行農法における化学肥料や化学農薬使用が環境や生物多様性に影響を与えることを普及することで有機農業促進を後押しする施策を検討すべき。 ・「4-4-7 生物多様性の保全に取り組む生産者からの優先調達を支援する認証制度の活用」の「森林認証材取得に向けた合意形成及び森林認証材の普及を図る。」に応じた目標を明示すべき。	・4-4-1に関する御意見について、我が国はSDGsの達成に向け、第4次循環型社会形成推進基本計画に基づき、食品ロスの削減に向けた取組を進めています。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 ・4-4-2に関する御意見について、循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則を踏まえ、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく基本方針においても、回避可能なプラスチックの使用については、過剰な使用の抑制等の使用の合理化をした上で、必要不可欠な使用については素材代替や徹底したリサイクルを実施することでプラスチックの資源循環を促進することが必要としているところです。バイオマスプラスチックの導入について、バイオプラスチック導入ロードマップを2021年1月に策定し、ライフサイクル全体における環境・社会的側面の持続可能性、リサイクルをはじめとするプラスチック資源循環システムとの調和等を考慮した導入の方向性を示しています。ワンウェイプラスチックの排出抑制については、様々な主体によるリデュース等の取組が既に進められています。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行後は、法に基づく特定プラスチック使用製品の使用の合理化の取組も進んでいるところです。こうしたそれぞれの取組において、リデュース等に関するこれまでの努力も含めた累積で評価することとしているため、一律の基準年と目標値を設定することは馴染まないと考えます。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
105	【行動目標 4-5 伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進するについて】 ・伝統知の中には必ずしも生物多様性配慮的ではないものもある。形の変えられるものは変え、逆にその行為の保全を尊重すべき場合には尊重できる弾力的な仕組みの整備を要望する。 ・「伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する」の記載内容について賛成。 ・「4-5-6 食文化の保護・継承による農山漁村の活性化」について、各地の多様な伝統食文化は担い手不足に直面しており、それは料理者だけでなく、生物資源そのものや、在来野菜生産者でもある。このようなことを重視するなら、生産者や生産環境を含む有効な資金的サポート体制の配備が必要。	・ここでは自然と共生する暮らしの中で長年培われてきた、生物多様性保全と親和性の高い伝統知を想定しております。行動目標4-5ではそのような伝統文化・伝統知を活かした地域の自然環境保全の取組を推進してまいります。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

第5章 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
106	【行動目標5-1 生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施するについて】 ・基盤整備の部分をより具体的にすべきかと思えます。具体的施策の中には既存データをどう担保するのか等の部分について既存システムのアクセス数やデータ件数のみですの、標本、生物資源を保持する仕組みについても言及いただければと思います。 ・P145・10行目について、植生や野生動植物の分布などの基礎調査は農地を含む自然環境で実施する必要があり、それを<具体的施策>の一項目として記載すべきである。 ・「5-1-5 森林資源のモニタリングの推進」について、「木材生産のみならず、生物の多様性、地球温暖化防止、流域の水資源の保全等、国際的に合意された「基準・指標」に係るデータを統一した手法により収集・分析する森林資源のモニタリングを推進する。」という記述の冒頭は「木材生産のみならず」は「木材生産及び」とすべき。 ・「5-1-7 湖沼調査」について、現在は魚群探知機等で深線作成が可能であり、バス釣りの人などが出入りする湖沼の多くでは既に湖沼の等深線図が出来上がっており、共有もなされている。これらを提供してもらうことが出来れば、測量の手間が簡略化される。 ・「5-1-9 水産資源動向等のデータの蓄積」「5-1-19 海洋における生物多様性の実態と変動解析」「5-2-13 海洋生物ビッグデータ活用技術高度化〔重点〕」について、水産資源の管理において、文科省が行う海洋生態系の研究と連携し、予防的な管理基準や漁獲枠の設定をすべきである。 ・「5-1-10 海洋におけるプラスチック分布実態と分布プロセスの解明研究」について科学論文数の年2報以上という目標値の再検討をお願いしたい。 ・「5-1-11 海洋プラスチックが海洋生物・生態系に与える影響研究」について、深海域に限らず、まず表層の帯流域で海洋生物に与える影響を把握すべきである。また、プラスチックの含有する化学添加剤や残留性有機汚染物質の蓄積の有無等をモニタリングすべきである。 ・「5-1-12 サンゴ礁の保全・回復」について、「陸上でのサンゴ養殖」「多種サンゴの増殖」を文章に追加した方が良い。 ・「5-1-15 港湾における研究の推進」について、藻場の研究の推進には、海洋工学・土木関連の研究者だけでなく、生物としての海藻藻類を研究する「生物学者」も入れてください。 ・「5-1-26 環境 DNA 分析技術を用いた調査手法の標準化・一般化」について、アクセス数やダウンロード数を指標としてカウントすることでどれほど適切な評価となるのが疑問。指標を、例えば国内研究者における年間の関係論文出版数などと変更する必要があるのではないかと思います。 ・「5-1-29 ESG投資を先導する生態系サービスの経済性評価技術の開発」について、例示されている花粉媒介サービスや病害虫防除等の生物的控制等々の生態系サービスの定量化、経済性評価技術の開発は重要な試みであると理解しているが、「ESG投資を先導する」には、いずれもその後の展開が限定的なように思われる。「ESG投資を先導する」ためにも、生態系サービスに限らず、自然資本の利用に関する幅広い経済的評価を検討いただきたい。	・基盤整備のうち行動目標5-1（基礎調査・モニタリング）で得られたデータの整備・活用については行動目標5-2に整理しております。例えば、標本含めた既存データやリソースを保持する仕組みについては、「5-2-9ナショナルバイオリソースプロジェクト」や「5-2-19 生物標本・資料の収集及び維持管理体制の強化」、微生物資源の保存については「5-2-5 研究開発、産業利用のための知的基盤整備」を盛り込んでおります。 ・P145・10行目の御意見について、例えば5-1-2のモニタリングサイト1000においては、里地にもサイトを設定し、調査を実施しており、引き続き、全国の自然環境の現状を把握する調査として実施してまいります。 ・5-1-5に関する御意見について、当該部分については、木材生産機能に加え、特に公益的機能に着目して取組を進めていく旨を説明しているところであり、原案通りといたします。 ・5-1-9、5-1-19、5-2-13に関する御意見について、令和2年に施行された改正漁業法の下、資源管理は、水産資源ごとに、最新の科学的知見を踏まえて実施された資源評価に基づき資源管理の目標を設定し、当該資源管理の目標の達成を目指し漁獲可能量による管理を行い、最大持続生産量を実現できる資源量の水準を維持し、又は回復させることを基本とすることとしています。漁獲可能量の設定に当たっては、改正漁業法第15条第2項各号に掲げる基準に従って、最新の資源評価及び漁獲シナリオ（漁獲圧力の値は、最大持続生産量を達成する水準を上回らないことを基本とする。）により導かれる生物学的許容漁獲量の範囲内で定めるものとしています。また、改正漁業法第9条第3項において、資源調査の結果に基づき、最新の科学的知見を踏まえて資源評価を実施するものとされており、現在でもこれに即して適切に資源評価が行われているところであり、今後も引き続き、様々な調査・知見に基づき、資源評価の改善に努めてまいります。 ・5-1-10、5-1-11に関する御意見について、御意見のとおり、海洋プラスチックは喫緊の課題ですが、論文の本数は研究の進捗に応じて変動することから、過去の実績も元に目標値を設定しております。 ・5-1-26に関する御意見について、アクセス数やダウンロード数は環境DNA技術が一般にどの程度活用されているかを測る1つの指標であることから目標値として設定しております。今後の戦略の点検・見直しの際、各施策の指標・目標値についても必要な検討をおこなってまいります。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
107	【行動目標5-2 効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、データの発信や公開に係る人材の育成やツールの提供を行うについて】 ・活動への市民参加の促進のために、官民の連携で市民科学プロジェクト（例：eBird）の参加促進や、データの積極的な活用を進めるべき。 ・データの発信、公開手法としてAPI連携等という表記がありますが、この利活用に関する数値目標は必要ではないでしょうか。 ・「5-2-19 生物標本・資料の収集及び維持管理体制の強化」について、生物多様性センターで保持する標本の情報を公開し、各地の研究機関が利用できる体制を整備しなければ集めても意味がない。生物標本について管理体制を強化する目標を定めるべき。	・5-2-19に関する御意見については、生物多様性センターが保有する標本についての情報は、当センターのウェブサイトで公開するとともに、標本データのS-net/GBIFへの提供を通じて、保全施策や学術研究等に活用されています。このほか、生物多様性や自然環境の保全に関する理解を深めるため、博物館等への標本の貸出しや、普及啓発の展示を行っています。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
108	【行動目標5-3 生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画のもとで統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化するについて】 ・「5-3-2 生物多様性地域戦略策定の推進〔重点〕」について、生物多様性保全を専門に扱う部署の設置や人員配置を行った市町村に対して何らかのインセンティブを与えるなど、市町村の体制整備を促し、支援する具体的な措置が必要と考える。市町村の策定率が低いことは憂慮すべきことであり、地域戦略策定の推進を支援することは大きな課題である。 ・「5-3-2 生物多様性地域戦略策定の推進〔重点〕」について、生物多様性地域戦略を策定する市町村について、目標が30%では少ない。50%程度まで引き上げるべき。特に自然公園等を擁する自治体には義務化も含めて策定を促していただきたい。	・御指摘のとおり、生物多様性地域戦略の策定率は未だ高いとは言えない状況です。本戦略の推進に向けては地域に根ざした活動を推進することが必要であり、その基本となる生物多様性地域戦略が各地域で策定・改定されるよう、手引きの改定等の技術的な支援を図っていくこととしています。 ・目標値について、2023年1月時点で地域戦略を策定している市町村は約8%であることも踏まえて目標を設定しております。専門人材の不足等自治体の抱える課題も踏まえ、地域戦略策定の手引き改定や技術的支援を進めてまいります。
109	【行動目標5-4 生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しの検討を含め、資源動員の強化に向けた取組を行うについて】 ・「5-4-2 「生態系サービスへの支払い」の推進」について、生態系サービスの受益者が資金負担を行なう仕組みには賛成するが、主流化にもより一層力を入れることを明記すべき。 ・「5-4-5 OECM 認定に係るインセンティブの検討〔重点〕」について、「OECMの認定を受けた土地の生物多様性の価値を証書化等し、自主的に市場で売買されるような枠組みの検討を進める」とされているが、「30by30に係る経済的インセンティブ等検討会」では証書は相対取引とし、市場売買を想定しない制度を前提に検討されていると理解しており、整合性に問題がないか確認いただきたい。OECM 認定に係る経済的なインセンティブについて具体的なビジョンを掲げてほしい。OECM認定に係るインセンティブ設定のうち特にクレジット制度について、開発行為の免罪符にならないような仕組みが必要である。30by30の達成を優先するあまりに、自然共生サイトの認定のハードルを下げすぎると、OECMの価値の低下につながり、逆に認定申請意欲を下げるのではないかと危惧する。 ・「5-4-6 生物多様性に有害・有益な奨励措置に係る対応〔重点〕」について、外部有識者を含めた透明性のある審査により、乱獲につながる日本の漁業補助金を特定し改め、国際市場で優位に立つ持続可能な漁業を目指すべきである。	・5-4-2について、いただいた御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。 ・5-4-5に関する御意見について、自然共生サイトの認定基準は、国際的なガイドライン等を参照にした上で、有識者の検討を踏まえて作成しました。そして、自然共生サイト認定の試行サイトは、この認定基準を満たしているかどうかを有識者審査を経て行ったものです。本格運用において、多様な場所を積極的に認定していきたいと考えていますが、御意見も参考にさせていただきながら適切に運用してまいります。また、インセンティブの設定については、現在、インセンティブの検討を進めている段階のため、原案のとおりとさせていただきますが、いただいた御意見は重要な観点でありますので、今後の具体化の検討の参考とさせていただきます。証書については、「30by30に係る経済的インセンティブ等検討会」における最新の議論状況を踏まえ、「自然共生サイトの認定を受けた土地の生物多様性の価値を証書化等し、取引されるような枠組みの検討を進める」と修文いたします。 ・5-4-6について、有害な奨励措置の特定等については、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

110	【行動目標 5-5 我が国の知見を活かした国際協力を進めるについて】 ・「5-5-8 国際熱帯木材機関（ITTO）プロジェクト支援」について、本文のなかに、「森林認証制度を利用して」などの記述があるとよい。 ・「5-5-22 ラムサール条約の実施」について、目標値としてラムサール条約湿地の面積が書かれているが、目標が所数も併記すべきではないか。 ・「5-5-24 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）の活動推進」について、活動の推進を支援するような施策をとることを明記すべき。 ・「5-5-25 移動性野生動植物種の保全に関する条約（ボン条約）」について、「本条約で捕獲が禁止される動物について我が国とは意見を異にする部分があるため」を削除すべき。ボン条約に批准すべきである。 ・「5-5-26 野生動植物取引規制実施」について、ワシントン条約締約国会議の決議及び決定数は、日本の国家戦略達成の指標として不適切。日本が条約の実施のためにすべきことは、象牙国内市場の閉鎖と、水棲種を中心とした附属書掲載種の留保の撤回である。「現状値」「目標値」の表に留保の種数を追加すべき。 ・「5-5-27 ワシントン条約 MIKE（ゾウ密猟監視）プログラム支援」について、ろ日本は大量の象牙を保有する過去の輸入国であるという認識から、日本国内象牙市場を閉鎖しワンオフセールの可能性がなくなっても、象牙をめぐる組織犯罪対策を目的に、MIKEの支援を継続すべきである。そして指標には金額を示すべきである。	・5-5-8に関する御意見について、御指摘いただいたとおり、森林認証制度についても、本文に記載いたします。 ・5-5-22に関する御意見について、5-5-21において、条約湿地の質をより向上させていくという観点から、各湿地の最新状況の把握及びラムサール条約情報票（RIS）の更新を目標として設定しています。そのため、条約湿地の新規登録数を目標に掲げておりません。また、国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかであって、地域の合意が図られ要件が整ったものについて登録を進めていくこととしています。 ・5-5-26に関する御意見について、ワシントン条約附属書掲載種への留保に当たっては、我が国は、附属書への掲載基準に合致しているか否か、ワシントン条約による貿易規制が適切な手段なのか否か、我が国の国民経済への重大な影響があるか否か等を考慮し、総合的に判断しています。政府として、科学的データに基づく国際的な野生動植物の取引規制が適正に実施されるよう、引き続き国際社会と連携してまいります。 ・5-5-27に関する御意見について、日本政府は国際犯罪組織等による残虐な行為からゾウを保護するとの大義に深くコミットしており、ゾウ生息国における密猟対策への支援を重視しています。ワシントン条約に基づく貿易規制の着実な実施及び国際社会のパートナーとの緊密な協力を通じ、ゾウを含む野生動植物の違法取引対策に関する国際的な取組に引き続き貢献していきます。なお、MIKEプロジェクトのプロジェクト費用は国やプロジェクト毎に変動することから、金額ではなく件数としております。 ・その他いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
-----	--	---

附属書 30by30ロードマップと本戦略の背景にある基礎的情報		
1 30by30ロードマップ		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
111	【30by30ロードマップについて】 ・「30by30目標の達成に当たっては、大括りに陸、海それぞれの保全率を指標とすることに加えて、陸域、内陸水域、沿岸域、海域ごとの保全率を補完指標として設定し、特に内陸水域に関する取組を進める」を加えていただきたい。 ・海の30by30に関係してですが、遠洋や養殖などのことやサンゴ礁のことはありますが、普通の海の浅海の記述が弱いように感じている。磯焼けへの対策など、藻場の整備は、生物多様性に大きく貢献するものだと思う。	・効果的な保全のために、今後の点検・評価の際にそれぞれの保全割合を補完的に把握するなどの対応を取ってまいります。 ・御指摘の通り沿岸や藻場が生物多様性に果たす役割は大きく、行動目標1-1, 1-2, 1-3等において藻場の整備等にかかる施策を盛り込んでいるところです。
2 生物多様性及び生態系サービスの重要性の解説		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
112	【生物多様性及び生態系サービスの重要性の解説について】 ・文化的サービスの具体的事例には里山利用や食文化だけでなく、レクリエーションや森林スポーツでの利用、観光資源としての利用、芸術の多様性への貢献などを具体的事例とともに含めるべきだと考える。 ・現在の生物多様性国家戦略においては、「生物多様性」の定義を「個性」と「つながり」として表現していましたが、次期生物多様性国家戦略（案）p. 194においては、「生物多様性条約では、生物多様性はすべての生物の間に違いがあることと定義され、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとされている。」と表現されています。この変遷を見ると、生物多様性という言葉の定義（意味）から、「つながり」はなくなっているように見受けられますが、今後は、生物多様性の言葉の定義として、案のとおり、3つのレベルの多様性、という整理をされるのでしょうか。 ・生物多様性の中の「生態系の多様性」「遺伝子の多様性」について、理解が進んでいないように思える。	・自然のもたらす精神的効果や自然の中で学び・遊ぶことについては、第1部第3章の基本戦略4の中で触れており、これらの重要性を踏まえ、国家戦略の推進を図ってまいりたいと考えております。 ・「生物多様性」の定義については、生物多様性条約に基づくものであり、現行の国家戦略においても同じく定義をしており、定義は変わっておりません。現行戦略において、「個性」と「つながり」はわかりやすさの観点で記載しており、今後も生物多様性を分かりやすく伝えられるように検討をしてまいります。
3 「自然共生社会における国土のグランドデザイン」		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
113	【「自然共生社会における国土のグランドデザイン」について】 ・【目指す方向】について、沿岸域本来の豊かな生物相を取り戻すためにすべきは、現存する環境の保全優先、再生・創出はもちろん言うまでもないですが、現在進行している埋め立てや護岸、浸食対策を見直すことも必要だと思えます。人が近づき、楽しむことのできる海辺は今も少ないがら残っていますが、そういった場所の新たな埋め立てを禁止し、すでに埋め立てが完了し未利用となっている場所を積極的に利用するなど、これ以上減少しない手立てを盛り込んでいただきたいです。 ・【望ましい地域のイメージ】について、コアジサシの繁殖について触れられています。「コアジサシ繁殖地の保全・配慮指針」を策定されて9年ほど経ちますが、事業者の理解は進んでいません。コアジサシが繁殖していても平気で工事を進めます。自治体に申告しても工事は止まりません。これでは減少に歯止めはかかりません。コアジサシの飛来数も年々減少しています。コアジサシだけでなく、全国各地で希少野生動植物が生育する地域で様々な開発や工事が行われています。「法令等に基づき捕獲・採取等の規制や流通管理を実施することに加え、生育・生育環境の保全を図る」ためには、繁殖状況や法令違反を報告し、即座に対策を実施できる「いきものログ」とは別のシステムを構築することを国家戦略として検討していただきたいです。手遅れになる前に早急によりしくお願いいたします。	・【目指す方向】【望ましい地域】については既存の「国土のグランドデザイン」に基づくため原案通りといたします。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

パブリックコメントの方法に対して		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
114	【パブリックコメントの方法に対して】 ・匿名での意見は受け付けないと意見募集要領にあるがe-gov上では「差支えなければ、意見提出にあたっては、住所、氏名等の情報を入力してください」とある。どちらが優先されるのか。	・投稿に当たっては意見募集要領を確認いただくこととされており、入力フォームの記載にかかわらず要領に従って投稿いただくことが必要となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

その他		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
115	【次期生物多様性国家戦略案の概要について】 ・「・・・社会の根本的変革を強調」について、「・・・産業別人口の根本的変革の邁進を強調」と修正すべき。	・社会変革の中には産業構造の変化だけでなく一人一人の価値観の変容等も含まれるため原案通りとさせていただきます。
116	【指標】 ・指標の追加を行うべき。 ・注釈等により、具体的な内容や計測方法が参照できるようにすべきである。	・いただいた御意見については今後の指標検討の参考にさせていただきます。